

# 目 次

## I 寝屋川市の概要

1 市の概要	1
2 市の沿革	1
3 人口・世帯	2

## II 財政

1 一般会計予算額及び決算額	3
(1) 歳入	3
(2) 歳出	3

## III 市税総括

1 市税収入額等の推移	5
2 税目別調定額及び収入額	6
3 市税調定額の構成比	7
4 1人あたり、1世帯あたりの市税収入額	7

## IV 市民税

1 個人市民税	
(1) 納税義務者数	8
(2) 給与に係る特別徴収義務者数	9
(3) 調定額	9
(4) 納税義務者1人あたり調定額	9
(5) 所得者別市民税負担額及び所得者（所得割を納める者）別所得金額等	10
2 法人市民税	
(1) 法人数	12
(2) 平成23年度均等割号別申告法人数	12
(3) 調定額	13
(4) 平成23年度業種別調定額	13

## V 固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税

1 固定資産税	
(1) 納税義務者数	14
(2) 調定額	14
(3) 土地	15
(4) 家屋	16
(5) 償却資産	17
(6) 交付金・納付金	17

2	都市計画税	
(1)	調定額等	18
3	特別土地保有税	
(1)	一般分	18
<b>VI</b>	<b>軽自動車税、市たばこ税及び入湯税</b>	
1	軽自動車税	
(1)	車種別課税台数及び調定額	19
2	市たばこ税	
(1)	調定額等	20
3	入湯税	
(1)	調定額等	20
<b>VII</b>	<b>地方譲与税及び府交付金等</b>	
1	地方譲与税	21
2	府交付金等	21
<b>VIII</b>	<b>徴収</b>	
1	徴収率の推移	23
2	歳出還付金、還付加算金	24
3	不納欠損額	24
4	平成23年度口座振替（自動払込）額	24
<b>IX</b>	<b>その他</b>	
1	徴税費の状況	25
2	税務機構及び事務分掌	26
3	税務職員の年齢及び経験年数等	27
4	税務職員の手当	27
5	税務証明	28
<b>※</b>	<b>税率の変遷</b>	
	市民税の税歴	30
	諸税の税歴	47

# I 寝屋川市の概要

## 1 市の概要

寝屋川市は、大阪府の東北部、淀川左岸に位置し、大阪市域の中心より 15 km、京都市域の中心より 35 km の距離にあります。

また、本市の東部は交野市、西部は淀川を境として高槻市、摂津市に接し、南部は守口市、門真市、大東市及び四條畷市と、北部は枚方市に接し、北河内地域の中心部に位置しています。

市の地勢は、東部丘陵地帯と西部平坦地帯の二つに大別され、丘陵地帯は生駒山系の一部をなし海拔約 50m です。平坦地帯は主として沖積層からなる海拔 2～3 m の平地です。

### ○ 市の広さ

面積	24.73 km <sup>2</sup>
東西	6.89 km
南北	7.22 km

## 2 市の沿革

古代より生駒山系は人類の住みついたところで、本市の東部丘陵地帯はこの生駒山系に属し、市内の太秦地区には石器時代の古墳があります。

寝屋川市のある大阪東北部（旧北河内郡）は平野がひらけ、古くから穀倉地帯として農耕を営んでいました。江戸時代に入って、米作を中心に菜種、麦などのほか河内木綿の原料の綿を作り、丘陵地帯では茶、甘薯、筍の栽培などが盛んになってきました。

明治 22 年に町村制が施行され、市域に九箇庄村、寝屋川村、豊野村、友呂岐村、水本村が成立しました。

また、明治 43 年には京阪電車が開通し、その沿線が徐々に発展の途をたどることになりました。

本市は、昭和 18 年に淀川沿いの平野部と東部丘陵地の 1 町 3 村をもって寝屋川町となり、昭和 26 年 5 月には人口約 3 万人で府内 16 番目の市として誕生しました。

こうした中、大動脈である国道や衛星都市を結ぶ府道が完成、都市形態が整備されるにつれて、各企業が進出、本市は大きな変ぼうを遂げました。

昭和 36 年には水本村と合併、その後昭和 40 年代にかけて、年間に 2 万人という爆発的な人口増が続くなど、大阪都市圏のベッドタウンとして発展し、人口約 25 万人の都市となりました。その後、人口の社会移動も減少するとともに定住化の兆しを示し、ほぼ 24 万人で安定しました。

平成 23 年には市制施行 60 周年を迎え、現在は「魅力と活力にあふれる元気都市 寝屋川」を目指して、市民との協働によるまちづくりを進めているところです。

### 3 人口・世帯(各年1月1日現在、外国人登録を含む)

	人口 (人)	世帯数 (世帯)	一世帯あたりの人口 (人)	1平方キ <sub>ロ</sub> あたりの人口密度 (人)	人口の前年度比 (%)	平成21年を100とした場合の人口指数
21年	243,401	105,184	2.31	9,842	99.9	100.0
22年	243,215	106,180	2.29	9,835	99.9	99.9
23年	242,562	106,745	2.27	9,808	99.7	99.7
24年	243,007	107,682	2.26	9,826	100.2	99.8
25年	242,673	107,661	2.25	9,813	99.9	99.7

図1 人口の推移

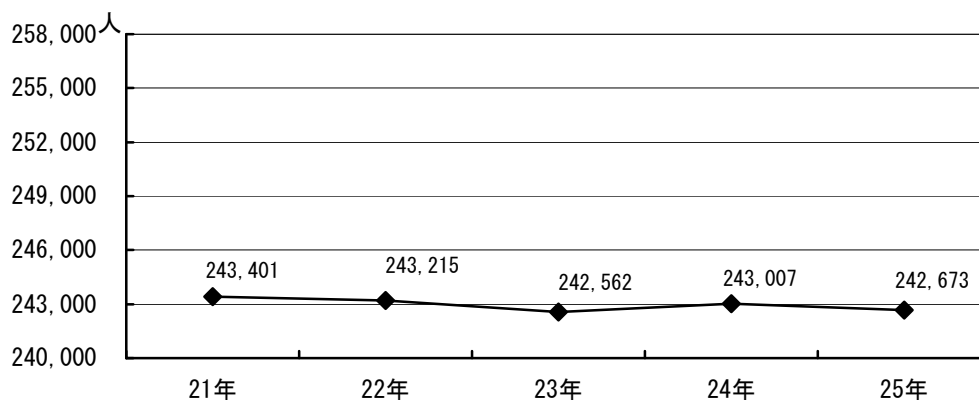
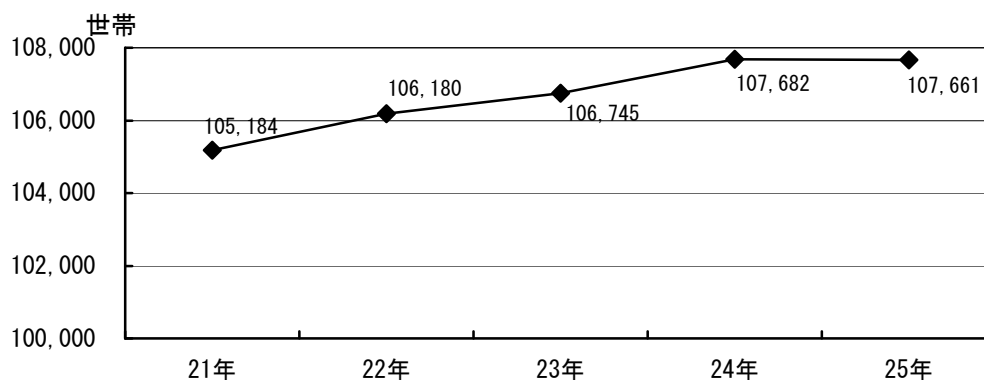


図2 世帯数の推移



## II 財政

### 1 一般会計予算額及び決算額

#### (1) 歳入

(単位：千円、%)

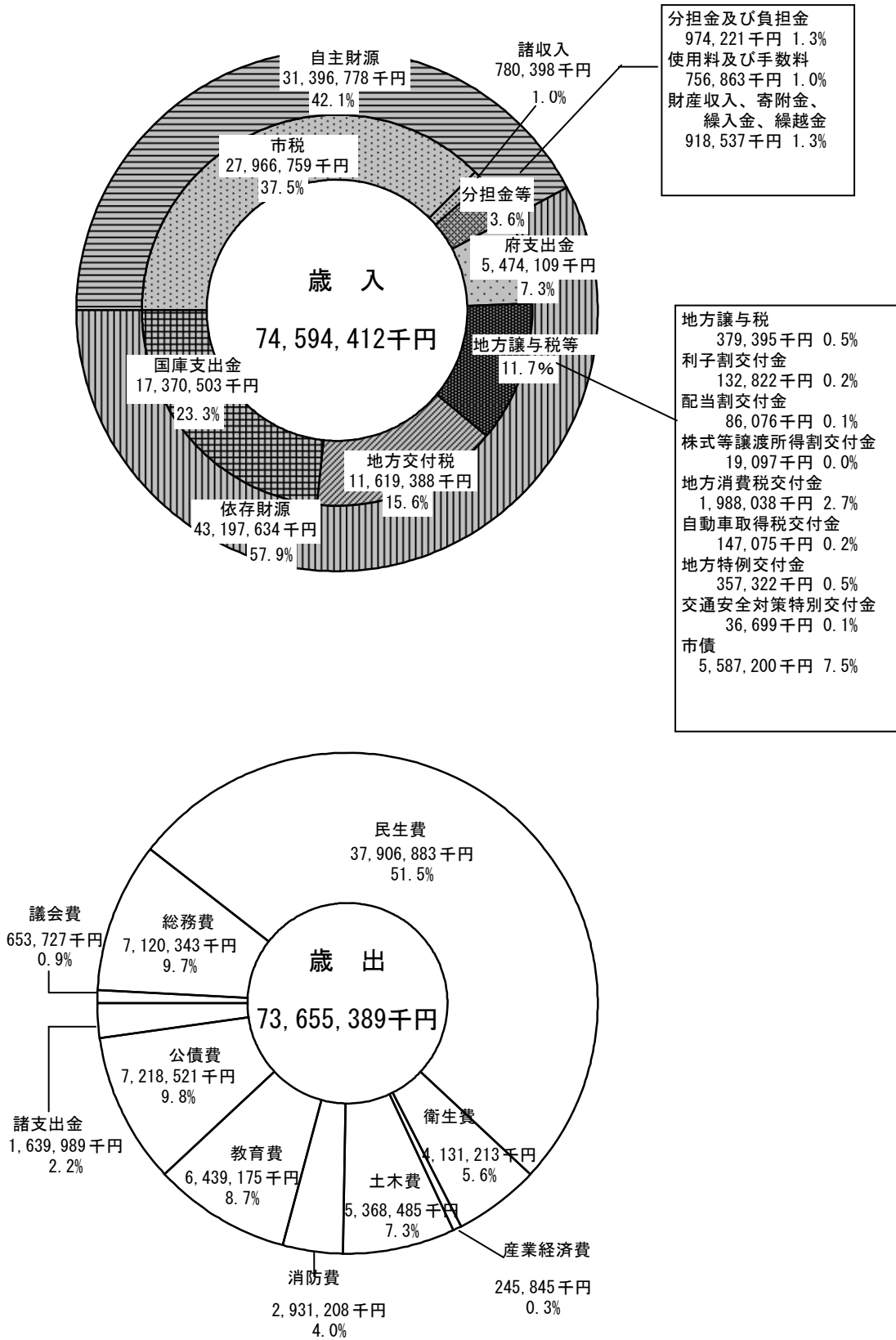
款 別	22年度				23年度			
	予 算 額	前年度比	決 算 額	前年度比	予 算 額	前年度比	決 算 額	前年度比
市 税	28,402,609	97.6	27,856,740	97.0	28,390,507	100.0	27,966,759	100.4
市 民 税	12,433,863	95.6	12,358,475	93.9	12,468,796	100.3	12,333,911	99.8
固 定 資 産 税	11,463,531	98.9	11,366,451	99.8	11,348,833	99.0	11,350,460	99.9
軽 自 動 車 税	220,694	120.8	187,337	100.9	190,669	86.4	190,050	101.4
市 た ば こ 税	1,452,277	102.0	1,391,210	99.6	1,503,971	103.6	1,545,002	111.1
特 別 土 地 保 有 税	294,140	100.0	0	0.0	294,140	100.0	0	0.0
入 湯 税	7,378	99.0	7,361	98.1	7,139	96.8	7,201	97.8
都 市 計 画 税	2,550,728	97.7	2,545,906	99.2	2,576,959	101.0	2,540,135	99.8
地 方 譲 与 税	386,010	94.1	396,662	97.6	380,010	98.4	379,395	95.6
利 子 割 交 付 金	160,000	77.3	161,380	94.8	161,000	100.6	132,822	82.3
配 当 割 交 付 金	68,000	91.9	76,627	120.0	91,000	133.8	86,076	112.3
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	32,000	145.5	25,930	87.5	29,000	90.6	19,097	73.6
地 方 消 費 税 交 付 金	2,014,000	94.0	2,009,395	99.8	2,104,000	104.5	1,988,038	98.9
自 動 車 取 得 税 交 付 金	171,010	73.1	177,081	85.9	195,010	114.0	147,075	83.1
地 方 特 例 交 付 金	395,000	99.2	397,893	98.5	357,232	90.4	357,232	89.8
地 方 交 付 税	9,613,440	100.5	11,251,032	117.4	11,030,303	114.7	11,619,388	103.3
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	42,000	91.3	37,840	95.5	42,000	100.0	36,699	97.0
分 担 金 及 び 負 担 金	1,041,682	102.8	954,787	96.6	963,732	92.5	974,221	102.0
使 用 料 及 び 手 数 料	785,149	96.7	764,385	107.4	770,251	98.1	756,863	99.0
国 庫 支 出 金	18,944,173	102.7	17,653,989	105.2	19,328,579	102.0	17,370,503	98.4
府 支 出 金	5,545,523	111.6	5,043,867	112.0	5,950,700	107.3	5,474,109	108.5
財 産 収 入	65,039	49.9	130,732	88.8	280,753	431.7	309,750	236.9
寄 附 金	27,126	196.3	27,936	192.6	29,213	107.7	25,443	91.1
繰 入 金	949,452	485.7	958,988	504.0	273,557	28.8	215,823	22.5
繰 越 金	291,232	81.9	291,232	81.9	367,521	126.2	367,521	126.2
諸 収 入	1,996,137	64.0	1,962,556	62.1	651,276	32.6	780,398	39.8
市 債	13,302,800	176.5	9,642,600	176.9	10,034,100	75.4	5,587,200	57.9
計	84,232,382	106.9	79,821,652	108.0	81,429,744	96.7	74,594,412	93.5

#### (2) 歳出

(単位：千円、%)

款 別	22年度				23年度			
	予 算 額	前年度比	決 算 額	前年度比	予 算 額	前年度比	決 算 額	前年度比
議 会 費	548,094	97.5	539,558	99.2	671,159	122.5	653,727	121.2
総 務 費	8,672,734	79.3	8,380,872	81.7	7,663,671	88.4	7,120,343	85.0
民 生 費	36,843,760	113.1	35,859,449	114.7	39,785,503	108.0	37,906,883	105.7
衛 生 費	7,306,238	154.4	6,949,910	159.4	4,399,078	60.2	4,131,213	59.4
産 業 経 済 費	220,306	88.9	199,429	83.9	267,900	121.6	245,845	123.3
土 木 費	8,450,626	95.4	7,606,064	104.3	5,891,885	69.7	5,368,485	70.6
消 防 費	3,162,535	105.0	3,160,930	105.1	2,938,334	92.9	2,931,208	92.7
教 育 費	9,815,284	123.4	7,876,584	113.3	10,525,400	107.2	6,439,175	81.8
災 害 復 旧 費	50	100.0	0	0.0	50	100.0	0	0.0
公 債 費	7,348,281	102.0	7,089,009	99.9	7,560,864	102.9	7,218,521	101.8
諸 支 出 金	1,792,329	68.5	1,792,326	68.6	1,639,991	91.5	1,639,989	91.5
予 備 費	72,145	87.8	0	0.0	85,909	119.1	0	0.0
計	84,232,382	106.9	79,454,131	107.9	81,429,744	96.7	73,655,389	92.7

図3 平成23年度一般会計歳入・歳出決算額の構成



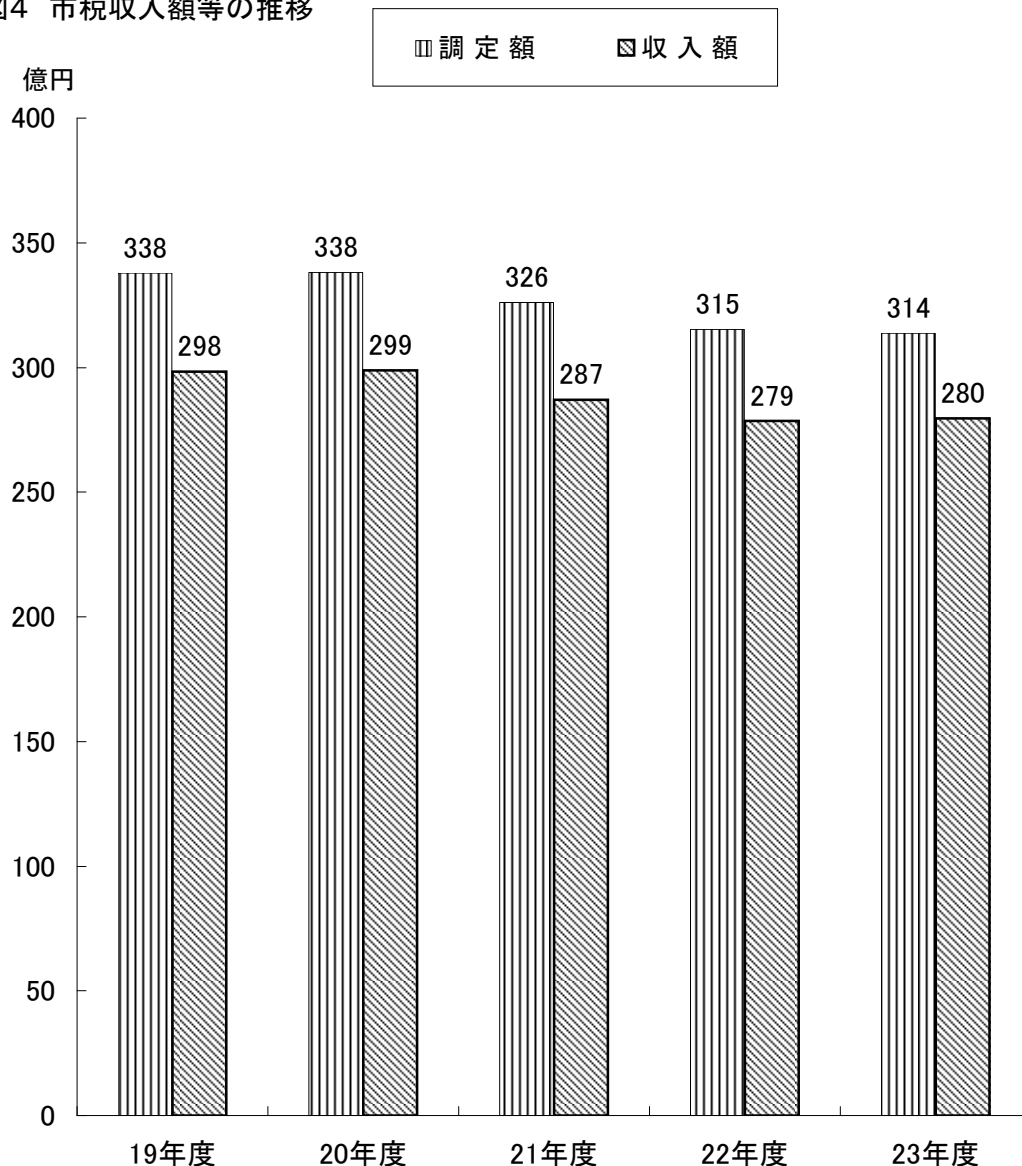
### Ⅲ 市税総括

#### 1 市税収入額等の推移

(単位：千円、%)

区分 年度	予 算 額		調 定 額		収 入 額	
		前年度比		前年度比		前年度比
19	30,108,155	105.4	33,784,643	107.5	29,842,772	108.4
20	30,434,069	101.1	33,824,808	100.1	29,886,868	100.1
21	29,109,636	95.6	32,602,077	96.4	28,705,758	96.0
22	28,402,609	97.6	31,526,670	96.7	27,856,740	97.0
23	28,390,507	100.0	31,370,496	99.5	27,966,759	100.4

図4 市税収入額等の推移



## 2 税目別調定額及び収入額

(単位：千円、%)

税 目			2 1 年 度			2 2 年 度			2 3 年 度		
			調定額	収入額	徴収率	調定額	収入額	徴収率	調定額	収入額	徴収率
市 民 税	個 人	現年	12,053,726	11,626,281	96.5	10,848,649	10,499,558	96.8	10,603,902	10,263,764	96.8
		滞繰	1,056,421	250,397	23.7	1,058,878	263,313	24.9	1,025,206	273,617	26.7
		計	13,110,147	11,876,678	90.6	11,907,527	10,762,871	90.4	11,629,108	10,537,381	90.6
	法 人	現年	1,316,981	1,269,671	96.4	1,612,429	1,592,132	98.7	1,818,065	1,790,940	98.5
		滞繰	44,436	9,416	21.2	57,003	3,472	6.1	60,264	5,590	9.3
		計	1,361,417	1,279,087	94.0	1,669,432	1,595,604	95.6	1,878,329	1,796,530	95.6
計	14,471,564	13,155,765	90.9	13,576,959	12,358,475	91.0	13,507,437	12,333,911	91.3		
固 定 資 産 税	純固定資産税	現年	11,171,278	10,870,514	97.3	11,148,849	10,834,930	97.2	11,062,177	10,762,003	97.3
		滞繰	1,686,123	229,443	13.6	1,604,067	255,132	15.9	1,515,101	318,707	21.0
		計	12,857,401	11,099,957	86.3	12,752,916	11,090,062	87.0	12,577,278	11,080,710	88.1
	交(納)付金	現年	293,018	293,018	100.0	276,389	276,389	100.0	269,750	269,750	100.0
計	13,150,419	11,392,975	86.6	13,029,305	11,366,451	87.2	12,847,028	11,350,460	88.4		
軽自動車税	現年	195,071	178,169	91.3	196,223	180,972	92.2	197,209	183,496	93.0	
	滞繰	63,942	7,481	11.7	60,382	6,365	10.5	55,954	6,554	11.7	
	計	259,013	185,650	71.7	256,605	187,337	73.0	253,163	190,050	75.1	
市たばこ税	現年	1,396,635	1,396,635	100.0	1,391,210	1,391,210	100.0	1,545,002	1,545,002	100.0	
特別土地保有税	現年	0	0	—	0	0	—	0	0	—	
	滞繰	294,140	0	0.0	294,140	0	0.0	294,140	0	0.0	
	計	294,140	0	0.0	294,140	0	0.0	294,140	0	0.0	
入湯税	現年	7,501	7,501	100.0	7,361	7,361	100.0	7,201	7,201	100.0	
都市計画税	現年	2,580,792	2,505,373	97.1	2,556,984	2,478,468	96.9	2,530,938	2,456,227	97.0	
	滞繰	442,013	61,859	14.0	414,106	67,438	16.3	385,587	83,908	21.8	
	計	3,022,805	2,567,232	84.9	2,971,090	2,545,906	85.7	2,916,525	2,540,135	87.1	
合 計	現年	29,015,002	28,147,162	97.0	28,038,094	27,261,020	97.2	28,034,244	27,278,383	97.3	
	滞繰	3,587,075	558,596	15.6	3,488,576	595,720	17.1	3,336,252	688,376	20.6	
	計	32,602,077	28,705,758	88.0	31,526,670	27,856,740	88.4	31,370,496	27,966,759	89.1	



### 3 市税調定額の構成比

(単位：%)

年度 税目	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
個人市民税	38.9	39.4	40.2	37.8	37.1
法人市民税	6.4	6.1	4.2	5.3	6.0
固定資産税	39.4	39.4	40.3	41.3	41.0
軽自動車税	0.7	0.8	0.8	0.8	0.8
市たばこ税	4.6	4.3	4.3	4.4	4.9
特別土地保有税	0.9	0.9	0.9	1.0	0.9
入湯税	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
都市計画税	9.1	9.1	9.3	9.4	9.3

### 4 1人あたり、1世帯あたりの市税収入額

(単位：円)

	19年度		20年度		21年度		22年度		23年度	
人口	243,232人		243,351人		242,801人		242,587人		242,696人	
世帯数	104,344世帯		105,493世帯		106,280世帯		107,050世帯		107,872世帯	
	1人 あたり	1世帯 あたり	1人 あたり	1世帯 あたり	1人 あたり	1世帯 あたり	1人 あたり	1世帯 あたり	1人 あたり	1世帯 あたり
市 民 税	58,447	136,243	58,095	134,012	54,183	123,784	50,944	115,446	50,820	114,338
個人市民税	49,578	115,570	49,719	114,691	48,915	111,749	44,367	100,541	43,418	97,684
法人市民税	8,869	20,673	8,376	19,321	5,268	12,035	6,577	14,905	7,402	16,654
固定資産税	46,691	108,840	47,233	108,956	46,923	107,198	46,855	106,179	46,768	105,222
軽自動車税	714	1,665	736	1,698	765	1,747	772	1,750	783	1,762
市たばこ税	6,335	14,766	6,065	13,991	5,752	13,141	5,735	12,996	6,366	14,323
特別土地 保有税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
入湯税	33	77	31	73	31	71	30	69	30	67
都市計画税	10,473	24,413	10,654	24,577	10,574	24,155	10,495	23,782	10,466	23,548
合 計	122,693	286,004	122,814	283,307	118,228	270,096	118,228	270,096	115,233	259,259

(人口・世帯数は、外国人登録含む。各年度末現在)

# IV 市民税

## 1 個人市民税

### (1) 納税義務者数

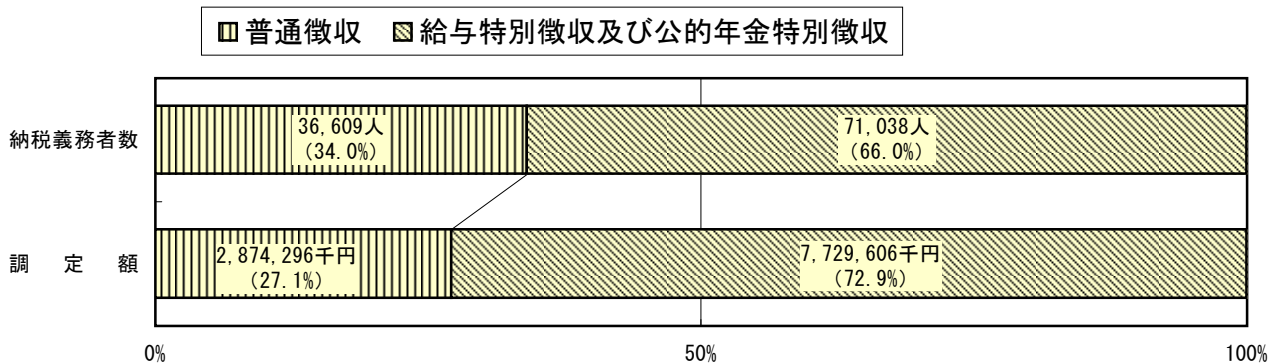
(単位：人、%)

区分	年度	21年度			22年度			23年度		
		納税義務者数	前年度比	構成比	納税義務者数	前年度比	構成比	納税義務者数	前年度比	構成比
普通徴収	所得割のみ	1,341	357.6	2.5	570	42.5	2.5	68	11.9	0.2
	均等割のみ	4,393	105.6	8.4	3,433	78.1	9.1	3,480	101.4	9.5
	均等割・所得割	46,835	102.4	89.1	33,617	71.8	89.4	33,061	98.3	90.3
	計	52,569	104.6	100.0	37,620	71.6	100.0	36,609	97.3	100.0
	所得割	48,176	104.5	/	34,187	71.0	/	33,129	96.9	/
	均等割	51,228	102.7	/	37,050	72.3	/	36,541	98.6	/
給与特別徴収	所得割のみ	0	—	0.0	0	—	0.0	0	—	0.0
	均等割のみ	1,010	118.1	1.8	1,098	108.7	2.0	1,129	102.8	2.0
	均等割・所得割	55,159	99.3	98.2	54,701	99.2	98.0	55,356	101.2	98.0
	計	56,169	99.6	100.0	55,799	99.3	100.0	56,485	101.2	100.0
	所得割	55,159	99.3	/	54,701	99.2	/	55,356	101.2	/
	均等割	56,169	99.6	/	55,799	99.3	/	56,485	101.2	/
公的年金特別徴収	所得割のみ	/	/	/	0	—	0.0	0	—	0.0
	均等割のみ	/	/	/	1,822	—	3.3	1,832	—	3.2
	均等割・所得割	/	/	/	12,539	—	22.5	12,721	—	22.5
	計	/	/	/	14,361	—	25.7	14,553	—	25.8
	所得割	/	/	/	12,539	—	/	12,721	—	/
	均等割	/	/	/	14,361	—	/	14,553	—	/
合計	所得割のみ	1,341	357.6	1.2	570	42.5	0.5	68	11.9	0.1
	均等割のみ	5,403	107.8	5.0	6,353	117.6	5.9	6,441	101.4	6.0
	均等割・所得割	101,994	100.7	93.8	100,857	98.9	93.6	101,138	100.3	94.0
	計	108,738	102.0	100.0	107,780	99.1	100.0	107,647	99.9	100.0
	所得割	103,335	101.7	/	101,427	98.2	/	101,206	99.8	/
	均等割	107,397	101.1	/	107,210	99.8	/	107,579	100.3	/

(各年度 最終調定による)

平成21年度の普通徴収には公的年金等からの特別徴収の納税義務者（均等割のみ1,925人、所得割のみ1,248人、均等割及び所得割10,225人）を含む。

図5 平成23年度納税義務者数及び調定額の構成（滞納繰越分を除く）



## (2) 給与に係る特別徴収義務者数

(単位：者、%)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
特別徴収義務者数	19,695	19,389	19,257	18,780	18,915
前年度比	99.7	98.4	99.3	97.5	100.7

(各年度最終調定による(ただし、23年度は課税状況調第3表による))

## (3) 調定額

(単位：千円、%)

区分		21年度			22年度			23年度			
		調定額	前年度比	構成比	調定額	前年度比	構成比	調定額	前年度比	構成比	
普通徴収	所得割	3,540,527	90.5		2,853,923	80.6		2,774,927	97.2		
	均等割	125,905	88.2		101,185	80.6		99,369	98.2		
	計	3,666,432	90.4	32.7	2,955,108	80.6	27.2	2,874,296	97.3	27.4	
特別徴収	給与	所得割	7,963,874	97.5		7,216,270	90.6		6,939,626	96.2	
		均等割	172,003	99.6		170,619	99.2		170,349	99.8	
		計	8,135,877	97.6	67.3	7,386,889	90.8	68.1	7,109,975	96.3	67.8
	公的年金等	所得割	233,387	皆増		470,592	皆増		472,590	皆増	
		均等割	18,030	皆増		36,060	皆増		35,939	皆増	
		計	251,417	皆増	—	506,652	皆増	—	508,529	皆増	4.8
合計	所得割	11,737,788	97.2		10,540,785	89.8		10,187,143	96.6		
	均等割	315,938	100.2		307,864	97.4		305,657	99.3		
	計	12,053,726	97.3	100.0	10,848,649	90.0	100.0	10,492,800	96.7	100.0	

(各年度最終調定による)

## (4) 納税義務者1人あたり調定額

(単位：円、%)

区分	21年度		22年度		23年度	
	調定額	前年度比	調定額	前年度比	調定額	前年度比
普通徴収	69,745	86.4	78,552	112.6	78,513	100.0
特別徴収	144,846	98.0	132,384	91.2	125,874	95.1
全体	110,851	95.4	100,655	90.8	97,474	96.8

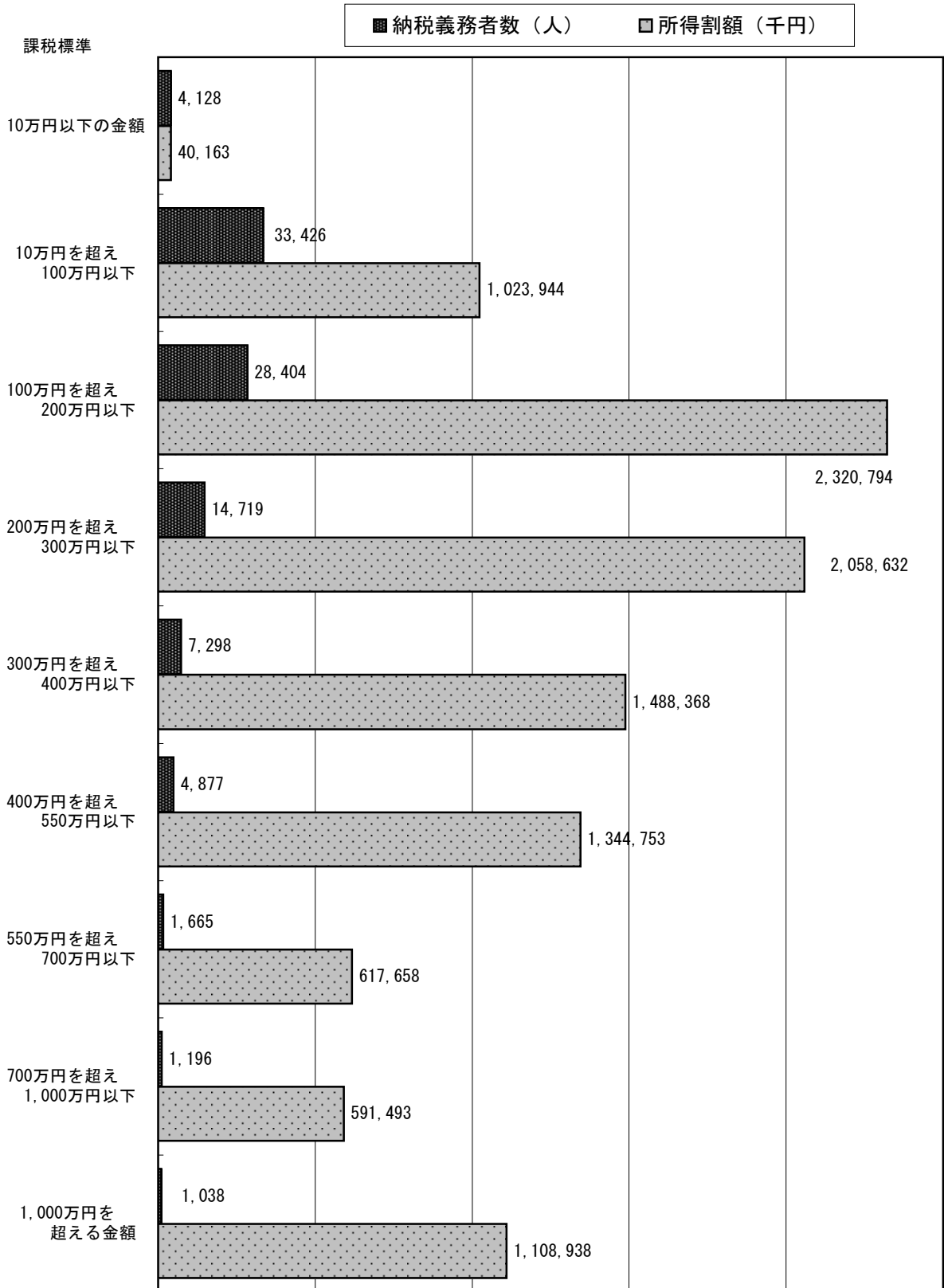
(各年度最終調定による)

## (5) 所得者別市民税負担額及び所得者（所得割を納める者）別所得金額等

年 度	所得者区分		給与所得者	営業等 所得者	農業所得者	その他の 所得者	家屋屋敷 等のみ	分離譲渡 所得者	合 計	
22 年 度		納税義務者数（人）	76,484	5,995	6	19,269	0	—	101,754	
		構成比（%）	75.2	5.9	0.0	18.9	0.0	—	100.0	
		市民税額（千円）	8,613,337	466,746	118	1,418,052	0	—	10,498,253	
		構成比（%）	82.0	4.5	0.0	13.5	0.0	—	100.0	
	所得割を納める者	1人あたりの市民税額（円）	112,616	77,856	19,667	73,592	0	—	103,173	
		納税義務者数（人）	74,028	5,065	4	16,843	—	568	96,508	
		所得金額（千円）	230,907,218	13,807,999	6,476	37,849,520	—	5,961,172	288,532,385	
		構成比（%）	80.0	4.8	0.0	13.1	—	2.1	100.0	
	23 年 度		1人あたりの市民税額（円）	3,119,188	2,726,160	1,619,000	2,247,196	—	10,495,021	2,989,725
			納税義務者数（人）	75,794	5,825	12	19,707	118	—	101,456
			構成比（%）	74.7	5.7	0.0	19.4	2.4	—	100.0
			市民税額（千円）	8,460,088	457,969	204	1,416,466	354	—	10,335,081
所得割を納める者		構成比（%）	81.9	4.4	0.0	13.7	7.3	—	100.0	
		1人あたりの市民税額（円）	111,620	78,621	17,000	71,876	3,000	—	101,868	
		納税義務者数（人）	73,299	4,896	7	17,237	—	641	96,080	
		所得金額（千円）	228,723,489	13,391,362	7,615	37,776,232	—	3,035,937	282,934,635	
24 年 度			構成比（%）	80.8	4.7	0.0	13.4	—	1.1	100.0
			1人あたりの市民税額（円）	3,120,418	2,735,164	1,087,857	2,191,578	—	4,736,251	2,944,782
			納税義務者数（人）	77,069	5,723	4	18,757	6	—	101,559
			構成比（%）	75.9	5.6	0.0	18.5	0.1	—	100.0
	所得割を納める者	市民税額（千円）	9,045,119	487,917	89	1,367,264	18	—	10,900,407	
		構成比（%）	83.0	4.5	0.0	12.5	0.4	—	100.0	
		1人あたりの市民税額（円）	117,364	85,256	22,250	72,894	3,000	—	107,331	
		納税義務者数（人）	74,991	4,962	4	16,371	—	423	96,751	
	所得割を納める者	所得金額（千円）	233,728,181	13,523,934	5,134	35,545,608	—	1,675,836	284,478,693	
		構成比（%）	82.2	4.8	0.0	12.5	—	0.6	100.0	
		1人あたりの市民税額（円）	3,116,750	2,725,501	1,283,500	2,171,255	—	3,961,787	2,940,318	
		所得金額（千円）	233,728,181	13,523,934	5,134	35,545,608	—	1,675,836	284,478,693	

(各年度 課税状況調第2表、5表～11表による)

図6 平成24年度 課税標準段階別所得割額等の構成



## 2 法人市民税

### (1) 法人数

(単位：人)

区 分		年 度		
		2 1 年 度	2 2 年 度	2 3 年 度
法 人 数		4,263	4,315	4,285
資 本 金 別	1 億 円 を 超 え る 法 人 及 び 相 互 会 社	392	391	373
	1 千 万 円 を 超 え 1 億 円 以 下 の 法 人	627	614	606
	1 千 万 円 以 下 の 法 人	3,244	3,310	3,306

### (2) 平成23年度均等割号別申告法人数

(単位：人)

	1号法人	2号法人	3号法人	4号法人	5号法人	6号法人	7号法人	8号法人	9号法人	計
税 額	60,000円	144,000円	156,000円	180,000円	192,000円	480,000円	492,000円	2,100,000円	3,600,000円	
法人数	3,278	28	554	52	142	17	174	5	35	4,285

(平成24年3月31日現在)

## (3) 調定額

(単位：円、%)

		21年度		22年度		23年度	
		調定額	前年度比	調定額	前年度比	調定額	前年度比
均等割	現年度	495,399,000	98.4	514,139,000	103.8	504,306,000	98.1
	過年度	11,409,000	158.2	7,422,000	65.1	2,939,000	39.6
	計	506,808,000	99.3	521,561,000	102.9	507,245,000	97.3
法人税割	現年度	771,605,500	51.1	1,052,091,500	136.4	1,273,784,800	121.1
	過年度	38,567,200	100.2	38,776,800	100.5	37,034,900	95.5
	計	810,172,700	52.3	1,090,868,300	134.6	1,310,819,700	120.2
合計		1,316,980,700	151.6	1,612,429,300	122.4	1,818,064,700	112.8

## (4) 平成23年度業種別調定額

(単位：件、円)

	業 種					
	農・林・漁・鉱業	建設業	製造業	卸・小売	飲食業	金融・保険業
申告数	3	874	655	1,349	252	100
調定額	140,000	119,920,500	459,075,300	461,745,100	51,410,300	97,233,200

	業 種					合 計
	不動産業	運輸・通信業	サービス・電気・ガス・水道業・その他	医療・福祉	教育・学習支援	
申告数	643	284	862	296	59	5,377
調定額	154,978,300	197,614,900	176,497,600	87,132,600	12,316,900	1,818,064,700

## V 固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税

### 1 固定資産税

#### (1) 納税義務者数

(単位：人、%)

区分	年度	22年度		23年度		24年度	
		納税義務者数	前年度比	納税義務者数	前年度比	納税義務者数	前年度比
土地		68,768	101.4	69,306	100.8	64,710	93.4
家屋		68,945	101.4	69,485	100.8	70,226	101.1
償却資産		1,145	99.3	1,153	100.7	1,171	101.6

(概要調書による)

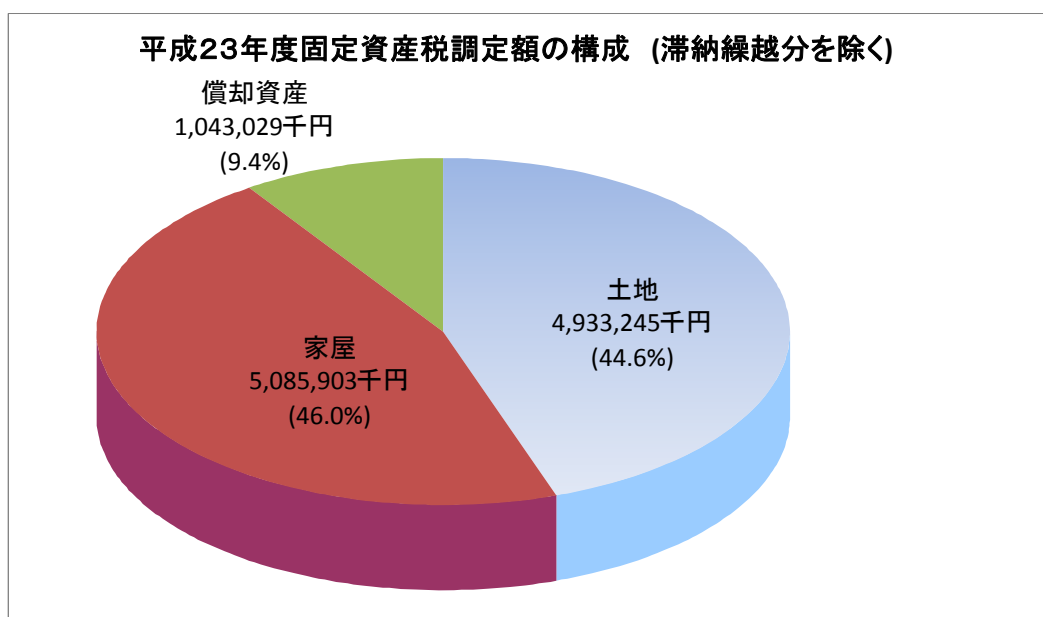
#### (2) 調定額

(単位：千円、%)

区分	年度	21年度		22年度		23年度	
		調定額	前年度比	調定額	前年度比	調定額	前年度比
土地		5,256,287	99.6	5,119,100	97.4	4,933,245	96.4
家屋		4,803,921	98.7	4,952,032	103.1	5,085,903	102.7
小計		10,060,208	99.2	10,071,132	100.1	10,019,148	99.5
償却資産		1,111,070	97.2	1,077,717	97.0	1,043,029	96.8
合計		11,171,278	99.0	11,148,849	99.8	11,062,177	99.2

(最終調定による)

図7





(3) 土地

① 平成24年度地目別評価地積等の構成

地目	区分	評価総地積			免税点未満のもの		決定価格		単位あたり価格	
		筆数	地積 (㎡)	構成比 (%)	筆数	地積 (㎡)	総額 (千円)	免税点をこえるもの (千円)	平均価格 (円)	最高価格 (円)
田	一般田	1,840	1,127,216	7.8	338	192,268	157,588	132,064	140	225
	介在田・市街化区域田	397	141,113	1.0	2	221	5,773,019	5,772,595	40,911	89,265
畑	一般畑	793	379,307	2.6	106	56,087	30,465	26,225	80	204
	介在畑・市街化区域畑	495	121,112	0.8	7	376	5,044,385	5,040,461	41,651	92,725
	宅地	102,748	12,112,651	83.6	825	13,529	973,595,722	972,898,913	80,378	271,901
	池沼	2	61	0.0	0	0	1	1	16	22
	山林	339	115,476	0.8	33	10,076	1,233,813	1,232,784	10,685	64,350
	原野	31	5,024	0.0	7	1,435	37	25	7	54
雑種地	ゴルフ場等の用地	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0
	鉄軌道用地	709	250,654	1.7	0	0	9,039,776	9,039,776	36,035	211,736
	その他の雑種地	838	241,952	1.7	21	1,642	7,837,806	7,828,178	32,394	121,402
	合計	108,192	14,494,566	100.0	1,339	275,634	1,002,712,612	1,001,971,022	69,179	

(概要調書による)

② 地目別課税標準額及び地積(免税点以上のもの)

(単位:千円、㎡)

地目	年度	22年度	23年度	24年度
		課税標準額	2,264,622	2,092,515
田	地積	1,102,820	1,084,727	1,075,840
	課税標準額	1,774,472	1,644,325	1,635,361
畑	地積	446,322	440,087	443,956
	課税標準額	350,098,309	338,239,805	334,505,349
宅地	地積	11,961,983	11,970,363	12,099,122
	課税標準額	1	1	1
池沼	地積	60	60	61
	課税標準額	890,080	915,340	827,455
山林	地積	109,318	111,852	105,400
	課税標準額	103,452	103,819	25
原野	地積	8,027	8,027	3,589
	課税標準額	6,659,284	6,410,436	6,306,201
雑種地	鉄軌道用地	250,658	250,658	250,654
	その他の雑種地	5,856,848	5,515,147	5,289,430
合計	地積	402,213	390,010	240,310
	課税標準額	367,647,068	354,921,388	350,544,980
	地積	14,281,401	14,255,784	14,218,932

(概要調書による)

## (4) 家屋

## ① 平成24年度用途・構造別評価額及び床面積

用途別	区分	総 数				免税点未満のもの		
		評価額(千円)	棟 数	床面積(m <sup>2</sup> )	平均価格(円)	評価額(千円)	床面積(m <sup>2</sup> )	
木 造	専 用 住 宅	95,375,960	49,992	4,080,066	23,376	123,003	51,111	
	共同住宅・寄宿舎	3,834,884	1,423	295,935	12,959	37	47	
	併 用 住 宅	2,960,162	3,091	252,486	11,724	4,377	1,618	
	工 場 ・ 倉 庫	185,098	533	37,611	4,921	3,843	2,386	
	そ の 他	766,335	2,690	125,567	6,103	26,501	19,986	
	計	103,122,439	57,729	4,791,665	21,521	157,761	75,148	
非 木 造	事 務 所 ・ 店 舗 ・ 銀 行	鉄骨鉄筋造	7,123,462	14	94,698	75,223	0	0
		鉄筋造	7,065,118	148	156,821	45,052	0	0
		鉄骨造	26,813,012	868	588,214	45,584	0	0
		軽量鉄骨造	318,283	130	18,261	17,430	68	10
		ブロック造	3,169	8	189	16,767	0	0
		計	41,323,044	1,168	858,183	48,152	68	10
	住 宅 ・ ア パ ー ト	鉄骨鉄筋造	33,459,577	67	571,694	58,527	0	0
		鉄筋造	73,608,763	1,713	1,383,605	53,201	566	93
		鉄骨造	35,869,933	4,033	888,494	40,372	200	14
		軽量鉄骨造	15,141,881	3,065	470,831	32,160	320	246
		ブロック造	114,716	258	10,065	11,398	1,514	343
		計	158,194,870	9,136	3,324,689	47,582	2,600	696
	ホ テ ル ・ 病 院	鉄骨鉄筋造	17,944	1	612	29,320	0	0
		鉄筋造	3,317,883	34	57,174	58,031	0	0
		鉄骨造	1,788,960	43	25,910	69,045	0	0
		軽量鉄骨造	41,202	5	1,074	38,363	0	0
		ブロック造	0	0	0	0	0	0
		計	5,165,989	83	84,770	60,941	0	0
	工 場 ・ 倉 庫 ・ 市 場	鉄骨鉄筋造	366,776	5	16,177	22,673	0	0
		鉄筋造	1,450,370	71	43,159	33,605	30	0
		鉄骨造	18,060,825	1,086	783,993	23,037	0	0
		軽量鉄骨造	591,366	350	83,514	7,081	694	162
		ブロック造	59,551	132	6,313	9,433	688	158
		計	20,528,888	1,644	933,156	21,999	1,412	320
	そ の 他	鉄骨鉄筋造	1,709,028	3	19,894	85,907	0	0
		鉄筋造	17,693,592	11,018	456,679	38,744	229	13
		鉄骨造	5,762,292	92	132,020	43,647	0	0
		軽量鉄骨造	80,024	57	6,334	12,634	0	0
		ブロック造	19,755	82	1,819	10,860	382	88
		計	25,264,691	11,252	616,746	40,964	611	101
合 計	鉄骨鉄筋造	42,676,787	90	703,075	60,700	0	0	
	鉄筋造	103,135,726	12,984	2,097,438	49,172	825	106	
	鉄骨造	88,295,022	6,122	2,418,631	36,506	200	14	
	軽量鉄骨造	16,172,756	3,607	580,014	27,883	1,082	418	
	ブロック造	197,191	480	18,386	10,725	2,584	589	
	計	250,477,482	23,283	5,817,544	43,056	4,691	1,127	

(概要調書による)

② 平成24年度家屋の増減

用途別		新 増 分			減 少 分		
		床面積 (㎡)	評価額 (千円)	棟 数	床面積 (㎡)	評価額 (千円)	棟 数
木 造	専 用 住 宅	67,907	4,461,026	652	21,472	240,839	273
	併 用 住 宅	278	19,064	2	4,005	32,367	48
	共同住宅・寄宿舍	3,914	245,157	12	5,645	52,467	30
	工 場 ・ 倉 庫	64	1,749	2	1,317	3,272	13
	そ の 他	239	10,652	4	1,576	7,704	51
	小 計	72,402	4,737,648	672	34,015	336,649	415
非 木 造	事務所・店舗・銀行	59,608	3,797,685	11	3,027	72,144	10
	住宅・アパート	25,737	1,978,616	91	4,193	90,102	36
	工場・倉庫・市場	2,281	126,955	10	514	153,767	12
	そ の 他	6,025	309,486	27	7,581	10,179	10
	小 計	93,651	6,212,742	139	15,315	326,192	68
合 計		166,053	10,950,390	811	49,330	662,841	483

(概要調書による)

(5) 償却資産

平成24年度課税標準額の内訳

(単位：千円)

	決定価格	課税標準額	課税標準額の内訳		
			特例該当分(ア)	(ア)以外	
た市 も長 の が 価 格 等 を 決 定 し	構 築 物	13,156,112	13,146,918	9,194	13,137,724
	機 械 及 び 装 置	17,538,017	17,478,768	63,502	17,415,266
	船 舶	654	654	0	654
	車 両 及 び 運 搬 具	465,924	465,924	0	465,924
	工 具 器 具 及 び 備 品	12,692,407	12,687,259	5,149	12,682,110
	小 計	43,853,114	43,779,523	77,845	43,701,678
	法第389条の規定により総務大臣 が価格等を決定し配分したもの	29,986,815	28,793,594		
	合 計	73,839,929	72,573,117		

(概要調書による)

(6) 交付金・納付金

年度別交付(納付)額

(単位：千円、%)

区分	22年度		23年度		24年度	
	金 額	前年度比	金 額	前年度比	金 額	前年度比
交付金	273,972	103.8	269,340	98.3	279,541	103.8
納付金	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合 計	273,972	103.8	269,340	98.3	279,541	103.8

(概要調書による)

## 2 都市計画税

### (1) 調定額等

(単位：人、%)

年度	22年度	23年度	24年度
区分			
納税義務者数	75,625	76,070	77,827
前年度比	101.1	100.6	102.3
調定額(千円)	2,556,984	2,530,938	2,457,263
前年度比	99.1	99.0	97.1

(各年度最終調定による(ただし、24年度は概要調書による))

## 3 特別土地保有税

### (1) 一般分

区分	保有分 (基準面積が5,000㎡以上のもの)							取得分 (基準面積が5,000㎡以上のもの)						
	件数	面積 (㎡)	取得価格 (千円)	固定資産税 課税標準額 (千円)	算出税額 (千円)	免除認定 税額 (千円)	申告額 (千円)	件数	面積 (㎡)	取得価格 (千円)	固定資産税 課税標準額 (千円)	算出税額 (千円)	免除認定 税額 (千円)	申告額 (千円)
19	1	8,820	1,620,623	1,024,490	8,346	8,346	0	1	8,820	1,620,623	613,727	24,069	24,069	0
20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(最終調定による)

# VI 軽自動車税、市たばこ税及び入湯税

## 1 軽自動車税

### (1) 車種別課税台数及び調定額

(単位：台、千円、%)

区分		年度	税率 (円)	22年度			23年度			24年度		
				台数	調定額	前年度比	台数	調定額	前年度比	台数	調定額	前年度比
原 動 機 付 自 転 車	50cc以下	1,000	23,997	23,997	97.6	23,238	23,238	96.8	22,544	22,544	97.0	
	90cc以下	1,200	1,181	1,420	98.1	1,110	1,332	93.8	1,048	1,257	94.4	
	125cc以下	1,600	3,845	6,152	106.8	4,156	6,650	108.1	4,568	7,308	109.9	
	ミニカー	2,500	75	188	97.9	77	193	102.7	77	192	99.5	
	小計		29,098	31,757	99.3	28,581	31,413	98.9	28,237	31,301	99.6	
軽 自 動 車 及 び 小 型 特 殊 自 動 車	二輪のもの	2,400	3,329	7,990	100.4	3,413	8,191	102.5	3,369	8,085	98.7	
	三輪のもの	3,100	2	6	100.0	1	3	50.0	1	3	100.0	
	四輪のもの 乗用	営業用	5,500	8	44	133.3	8	44	100.0	7	38	86.4
		自家用	7,200	16,165	116,388	102.7	16,453	118,462	101.8	17,152	123,494	104.2
	貨物	営業用	3,000	541	1,623	96.3	541	1,623	100.0	515	1,545	95.2
		自家用	4,000	7,120	28,480	95.0	6,900	27,600	96.9	6,884	27,536	99.8
	農耕用	1,600	18	29	116.0	17	27	93.1	20	32	118.5	
	特殊作業用	4,700	107	502	93.7	102	479	95.4	93	437	91.2	
小計		27,290	155,062	101.0	27,435	156,429	100.9	28,041	161,170	103.0		
二輪の小型自動車		4,000	2,351	9,404	98.6	2,342	9,368	99.6	2,385	9,540	101.8	
合計			58,739	196,223	100.6	58,358	197,210	100.5	58,663	202,011	102.4	

(各年度決算における数値(ただし、24年度は課税状況調による))

## 2 市たばこ税

### (1) 調定額等

区分 \ 年度	21年度	22年度	23年度
消費本数 (千本)	旧3級品 5,750 旧3級品以外 420,752	旧3級品 7,916 旧3級品以外 370,326	旧3級品 11,462 旧3級品以外 329,120
税率	旧3級品 1000本につき1,564円 旧3級品以外 1000本につき3,298円	平成22年9月30日まで 旧3級品 1000本につき1,564円 旧3級品以外 1000本につき3,298円 平成22年度10月1日から 旧3級品 1000本につき2,190円 旧3級品以外 1000本につき4,618円	旧3級品 1000本につき2,190円 旧3級品以外 1000本につき4,618円
調定額 (千円)	1,396,635	1,352,215	1,545,002
前年度比 (%)	94.6	96.8	114.3

(各年度 最終調定による)

## 3 入湯税

### (1) 調定額等

年度	21年度	22年度	23年度
特別徴収義務者数	2	2	2
課税対象 となった 入湯客数			
宿泊する者	0	0	0
宿泊しない者	100,021	98,152	96,008
調定額	7,501,575	7,361,400	7,200,600

\*入湯税の税率(1人1日) 宿泊する者 150円  
宿泊しない者 75円

## VII 地方譲与税及び府交付金等

### 1 地方譲与税

#### (1) 地方揮発油譲与税

(単位：円)

年度	6月期分	11月期分	3月期分	計
21	32,000	27,682,000	37,906,000	65,620,000
22	35,644,000	37,197,000	43,903,000	116,744,000
23	30,581,000	43,230,000	31,712,000	105,523,000

#### (2) 自動車重量譲与税

(単位：円)

年度	6月期分	11月期分	3月期分	計
21	90,109,000	117,528,000	88,199,000	295,836,000
22	82,750,000	113,693,000	83,475,000	279,918,000
23	77,160,000	112,944,000	83,767,000	273,871,000

#### (3) 地方道路譲与税

(単位：円)

年度	6月期分	11月期分	3月期分	計
21	35,705,674	9,348,639	967	45,055,280
22	134	117	32	283
23	113	314	41	468

### 2 府交付金等

#### (1) 利子割交付金

(単位：円)

年度	8月期分	12月期分	3月期分	計
21	78,375,000	43,864,000	47,924,000	170,163,000
22	72,874,000	44,286,000	44,220,000	161,380,000
23	56,787,000	40,509,000	35,526,000	132,822,000

#### (2) 配当割交付金

(単位：円)

年度	8月期分	12月期分	3月期分	計
21	30,398,000	12,567,000	20,870,000	63,835,000
22	26,394,000	3,465,000	46,768,000	76,627,000
23	29,245,000	3,072,000	53,759,000	86,076,000

### (3) 株式等譲渡所得割交付金

(単位：円)

年度	交付額
21	29,627,000
22	25,930,000
23	19,097,000

### (4) 地方消費税交付金

(単位：円)

年度	6月期分	9月期分	12月期分	3月期分	計
21	481,231,000	741,028,000	302,596,000	487,997,000	2,012,852,000
22	361,696,000	779,636,000	353,784,000	514,279,000	2,009,395,000
23	474,556,000	630,658,000	365,706,000	517,118,000	1,988,038,000

### (5) 自動車取得税交付金

(単位：円)

年度	8月期分	12月期分	3月期分	計
21	66,556,000	66,654,000	70,818,000	204,028,000
22	62,680,000	57,399,000	56,992,000	177,071,000
23	37,738,000	50,198,000	59,135,000	147,071,000

### (6) 旧法による自動車取得税交付金

(単位：円)

年度	8月期分	12月期分	3月期分	計
21	1,515,000	490,000	4,000	2,009,000
22	6,000	2,000	2,000	10,000
23	2,000	0	2,000	4,000

### (7) 府民税徴収委託金

(単位：円)

年度	8月期分	11月期分	2月期分	5月期分	計
21	92,037,745	100,678,951	97,995,402	91,166,659	381,878,757
22	89,191,449	97,093,079	89,634,560	87,825,117	363,744,205
23	83,185,260	87,494,483	82,024,162	81,325,933	334,029,838



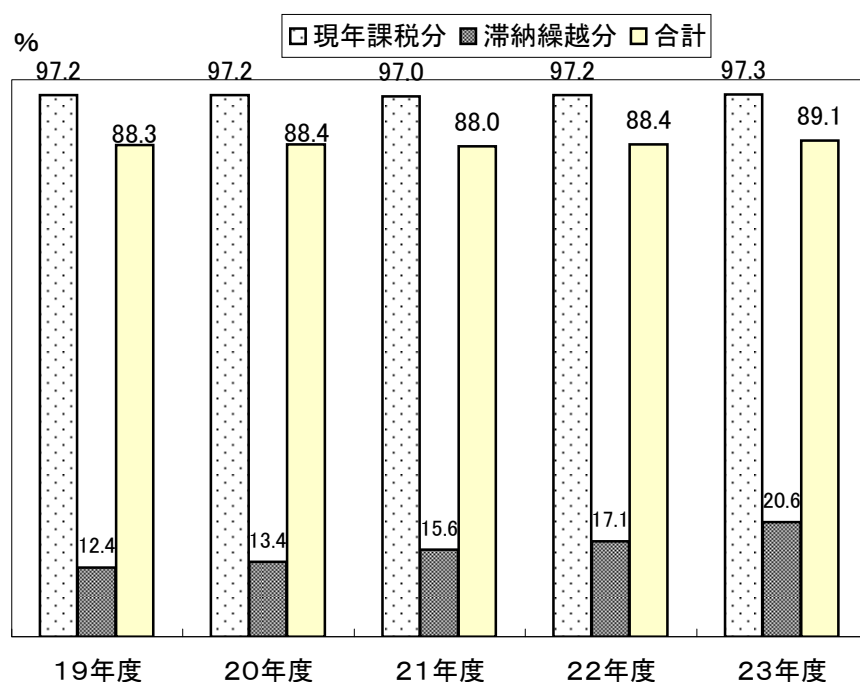
## VIII 徴収

### 1 徴収率の推移

(単位：%)

税目	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
市民税（個人）	現年課税分	96.6	96.1	96.5	96.8	96.8
	滞納繰越分	18.6	20.0	23.7	24.9	26.7
市民税（法人）	現年課税分	99.3	98.7	96.4	98.7	98.5
	滞納繰越分	36.1	26.5	21.2	6.1	9.3
固定資産税	現年課税分	97.2	97.6	97.3	97.3	97.4
	滞納繰越分	11.8	12.4	13.6	15.9	21.0
軽自動車税	現年課税分	90.9	91.5	91.3	92.2	93.0
	滞納繰越分	9.0	8.2	11.7	10.5	11.7
入湯税	現年課税分	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
都市計画税	現年課税分	96.9	97.4	97.1	96.9	97.0
	滞納繰越分	12.0	12.7	14.0	16.3	21.8
市税合計	現年課税分	97.2	97.2	97.0	97.2	97.3
	滞納繰越分	12.4	13.4	15.6	17.1	20.6
	合計	88.3	88.4	88.0	88.4	89.1

図8 徴収率の推移



## 2 歳出還付金、還付加算金

(単位：件、円)

区分 年度	個人市民税・府民税			法人市民税		
	件数	還付金	還付加算金	件数	還付金	還付加算金
21	954	25,372,791	—	335	172,716,100	5,884,600
22	1,046	33,335,266	590,800	212	41,324,600	1,028,500
23	1,006	37,483,563	713,400	155	25,017,600	915,300

区分 年度	固定資産税・都市計画税			軽自動車税			計		
	件数	還付金	還付加算金	件数	還付金	還付加算金	件数	還付金	還付加算金
21	207	14,525,257	210,400	21	48,400	—	1,517	212,662,548	6,095,000
22	229	43,900,167	13,984,870	7	46,300	—	1,494	118,606,333	15,604,170
23	150	53,927,820	10,537,599	14	62,200	—	1,325	116,491,183	12,166,299

## 3 不納欠損額

(単位：円)

	21年度	22年度	23年度
個人市民税	171,374,702	137,491,576	94,615,249
法人市民税	25,326,470	13,564,300	9,020,000
固定資産税	137,040,411	146,170,374	145,770,086
軽自動車税	12,323,280	13,070,940	12,086,953
都市計画税	37,090,823	39,174,459	38,631,366
合計	383,155,686	349,471,649	300,123,654

## 4 平成23年度口座振替（自動払込）額

(単位：人、%、円)

	納税義務者数	振替者数	加入率	現年課税分収入済額	振替納付額	振替率
個人市民税	36,609	2,817	7.7	2,556,029,925	549,103,802	21.5
固定資産税 都市計画税	77,381	11,188	14.5	12,181,874,762	2,164,551,400	17.8
軽自動車税	45,396	1,624	3.6	183,496,830	7,221,800	3.9
合計	159,386	15,629	9.8	14,921,401,517	2,720,877,002	18.2

# IX その他

## 1 徴税費の状況

(単位：千円、%)

区 分		21年 度			22年 度			23年 度			
		決 算 額	前年度比	構成比	決 算 額	前年度比	構成比	決 算 額	前年度比	構成比	
税収入額	市 税 (1)	28,705,758	96.0		27,856,740	97.0		27,966,759	100.4		
	個人府民税 (2)	7,796,599	98.2		7,070,599	90.7		6,932,667	98.0		
	計 (3)	36,502,357	96.5		34,927,339	95.7		34,899,426	99.9		
徴 税 費	人 件 費	基 本 給	257,181	94.1	38.2	250,496	97.4	38.2	236,678	94.5	37.4
		諸 手 当	173,673	91.4	25.9	167,911	96.7	25.4	164,850	98.2	26.1
		超過勤務手当	13,298	160.8	2.0	17,216	129.5	2.6	23,797	138.2	3.8
		税務特別手当	429	122.9	0.1	562	131.0	0.1	516	91.8	0.1
		その他の手当	159,946	88.2	23.8	150,133	93.9	22.7	140,537	93.6	22.2
		そ の 他 ( 共 済 費 等 )	88,620	108.6	13.2	83,449	94.2	12.6	78,464	94.0	12.4
		計	519,474	95.3	77.3	501,856	96.6	76.2	479,992	95.6	75.9
	需 用 費	旅 費	196	213.0	0.0	104	53.1	0.0	91	87.5	0.0
		そ の 他	152,610	85.1	22.7	158,585	103.9	24.0	152,421	96.1	24.1
		計	152,806	85.2	22.7	158,689	103.8	24.0	152,512	96.1	24.1
		納期前納付報奨金	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0
		そ の 他	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0
		合 計 (4)	672,280	79.0	100.0	660,545	98.3	100.2	632,504	95.8	100.0
	府民税徴収取扱費 (5)	371,757	85.1		350,680	94.3		316,050	90.1		
	(4) - (5) = (6)	300,523	72.5		309,865	103.1		316,454	102.1		
税収入に対する徴税額の割合	(4) / (3)	1.8%			1.9%			1.8%			
	(6) / (1)	1.0%			1.1%			1.1%			
	税 務 職 員 数	65 人			65 人			66 人			

(各年度 課税状況調第39表による)

## 2 税務機構及び事務分掌

### (1) 税務機構

平成24年10月1日現在

	税務室長	課長	係長	副係長	主任～職員	計
市民税担当	1	1	3	—	18	22
固定資産税担当		1	3	—	17	21
納税担当		1	3	—	17	21
計	1	3	9	0	52	64

※ 税務室長は市民税担当課長を兼務

※ 主任～職員には再任用職員及び任期付短時間勤務職員を含む

### (2) 事務分掌

#### 税務室

- (1) 税制度の調査及び研究に関すること。
- (2) 税務統計に関すること。
- (3) 市税及び府民税(以下「市税等」という。)の賦課、調査及び徴収に関すること。
- (4) 固定資産の評価に関すること。
- (5) 市税等の滞納処分に関すること。
- (6) 市税等の不納欠損に関すること。
- (7) 固定資産課税台帳等の整備及び保管に関すること。
- (8) 市税に関する証明書の作成及び交付に関すること。
- (9) 寝屋川市固定資産評価審査委員会に関すること。
- (10) 自動車の臨時運行許可に関すること。
- (11) 税宛名データの管理に関すること。

### 3 税務職員の年齢及び経験年数等

#### (1) 年齢別職員数

平成24年10月1日現在

年 齢 担当名	25歳 未満	25歳 ～ 29歳	30歳 ～ 34歳	35歳 ～ 39歳	40歳 ～ 44歳	45歳 ～ 49歳	50歳 以上	計	平均年齢
市 民 税 担 当	3	3	4	1	5	1	5	22	37歳1月
固定資産税担当	1	1	0	2	3	3	11	21	48歳10月
納 税 担 当	2	0	1	0	4	1	13	21	50歳10月
計	6	4	5	3	12	5	29	64	45歳5月

#### (2) 税務経験年数別職員数

平成24年10月1日現在

年 数 担当名	2年 未満	2年 ～ 3年	4年 ～ 5年	6年 ～ 7年	8年 ～ 9年	10年 ～ 14年	15年 以上	計	平均経験 年数
市 民 税 担 当	9	6	3	0	1	2	1	22	4年6月
固定資産税担当	4	3	1	2	2	5	4	21	8年10月
納 税 担 当	4	6	2	2	1	2	4	21	7年10月
計	17	15	6	4	4	9	9	64	7年

### 4 税務職員の手当

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例(抜粋)

(手当の支給)

第3条 特殊勤務手当は、別表の支給対象職員の欄に掲げる職員に支給する。

2 特殊勤務手当の額は、別表の支給対象職員の欄に対応する支給額の欄に定める額とする。

(支給日)

第4条 特殊勤務手当は、その月分を翌月の給料の支給定日に支給する。

別表

番号	種 類	支給対象職員	支給額	摘 要
1	市税徴収手当	納税督促による市税の徴収に従事した職員	・現年度分滞納市税の徴収 徴収金額の2/1000 ・繰越分滞納市税の徴収 徴収金額の4/1000	1か月7,000円を超えるときは、7,000円とする。

## 5 税務証明

### (1) 税務に関する各種証明書

	種別	使用目的	内容	備考
市民税担当	住民税決定証明 (所得証明) (課税証明)	1 金融機関等への借入申請 2 公営公団住宅入居申請 3 奨学金申請 4 各種保証人用 5 その他	年間所得と当該年度に課税された額の証明	1件につき 300円
	法人所在地証明	自動車車庫証明用等	法人所在地の証明	
固定資産税担当	評価通知書	登記関係	登記所への評価額通知	無料 (登記官の依頼書要)
	固定資産税台帳登録事項証明	自動車車庫証明用等	土地・家屋の資産証明	1筆、1棟につき 300円 (1筆又は1棟増すごとに50円加算)
	公課証明	1 裁判に関するもの 2 金融機関提出用 3 税務署提出用	当該年度に課税された資産内訳又は課税された額の証明	
	評価証明	1 資金借入 2 各種保証人 3 裁判に関するもの 4 地代、家賃算定用 5 その他	土地・家屋及び償却資産の評価額の証明	
	租税特別措置法 第72条証明 第73条証明 第74条証明 第74条の2証明	登記用	住宅の用に供するもので保存、移転、抵当権設定登記に係る登録免許税の税率軽減用の証明	1件につき 1,300円
納税担当	納税証明	1 融資関係 2 各種保証人 3 入国管理事務所への帰化申請 4 住宅入居 5 税務署提出用 6 自動車等継続検査申請用 7 その他	納税すべき確定額並びに納税済額及び未納の額の証明	1件につき 300円 ただし、自動車等継続検査申請用については無料

※ 市民課証明書交付コーナー、各市民センター、堀溝サービス窓口及び市役所サービス処ねやがわ屋では、上記証明書のうち、「住民税決定証明」、「公課証明」、「評価証明」、「車庫証明用(固定資産税台帳登録事項)」、「納税証明(法人市民税を除く)」などを発行している。

## (2) 手数料収入額 (税務室所管分のみ)

	22年度		23年度		前年度比		備考
	件数 (件)	収入額 (円)	件数 (件)	収入額 (円)	件数 (%)	収入額 (%)	
市民税担当	5,936	1,780,800	5,720	1,716,000	96.4	96.4	
課税証明	5,936	1,780,800	5,720	1,716,000	96.4	96.4	1件 300円
固定資産税担当	2,687	2,272,550	2,546	2,061,650	94.8	90.7	
評価証明	1,051	381,550	1,022	389,000	97.2	102.0	1筆、1棟につき 300円 (1筆又は、1 棟増すごとに50 円加算)
各種台帳閲覧	208	62,400	278	83,700	133.7	134.1	
公課証明	33	15,100	33	12,050	100.0	79.8	
車庫証明	0	0	0	0	-	-	
新築証明	0	0	0	0	-	-	
住宅用家屋証明	1,395	1,813,500	1,213	1,576,900	87.0	87.0	1件 1,300円
納税担当	1,347	404,100	1,265	379,500	93.9	93.9	
個人市民税納税証明	344	103,200	274	82,200	79.7	79.7	1件 300円
法人市民税納税証明	754	226,200	703	210,900	93.2	93.2	
固定資産税納税証明	243	72,900	285	85,500	117.3	117.3	
軽自動車税納税証明	6	1,800	3	900	50.0	50.0	
合計	9,970	4,457,450	9,531	4,157,150	95.6	93.3	

## ※ 税率の変遷 (市民税の税歴 1/17)

年 度	賦課期日	申告期日	課税標準	市町村税税率		道府県税税率		納 期	法人市民税税率		摘 要
				均等割	所得割	均等割	所得割		均等割	所得割	
24			個人	均等割 100 円	給与所得 100 円につき 2 個 56 銭 営業所得 100 円につき 2 個 56 銭 其他所得 100 円につき 5 個 1 円 40 銭 法人 所用土地賃貸価格 100 円につき 120 個 33 円 60 銭 所用家屋賃貸価格 100 円につき 100 個 28 円 配当及び利子所得 100 円につき 2 個 56 銭			所得金額 100円につき 16個 3 円 84 銭 資本額 100円につき 30個 7 円 20 銭	S24.9.15 シャープ使節団 日本税制報告書 発表(シャープ勧告)		
25	25. 8. 1	25. 6.10	所得税額	600 円	18/100			10月12月 2月	1,200 円	9.7/100	勧告に基づく税制改正
26	26. 4. 1	26. 6.10	"	500 円	18/100			7月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	給与所得者に対する特別徴収制度の創設
27	27. 4. 1	27. 4.30	"	500 円	18/100			6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	
28	28. 4. 1	28. 4.30	"	500 円	18/100			6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	
29	29. 1. 1	29. 3.31	"	400 円	13/100	100 円	5/100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	市町村民税の一部を道府県に委譲し道府県民税が創設される
30	30. 1. 1	30. 3.31	"	400 円	13/100	100 円	5/100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	
31	31. 1. 1	31. 3.31	"	400 円	15/100	100 円	5.5 / 100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	
32	32. 1. 1	32. 3.31	"	400 円	15/100	100 円	6/100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	
33	33. 1. 1	33. 3.31	"	400 円	18.5 / 100	100 円	7.5 / 100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	
34	34. 1. 1	34. 3.31	"	400 円	20/100	100 円	8/100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	
35	35. 1. 1	35. 3.31	"	400 円	20/100	100 円	8/100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	S35.7.1 自治庁が自治省に昇格
36	36. 1. 1	36. 3.31	"	400 円	20/100	100 円	8/100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	S36.4.30法律第74号により 地方税(特に住民税)改正、昭和37年度より実施される。



# 市民税の税歴(2/17)

		昭和37年度		昭和38年度		昭和39年度		昭和40年度	
賦課期日・申告期限		37. 1. 1.	37. 3. 20.	38. 1. 1.	38. 3. 20.	39. 1. 1.	39. 3. 20.	40. 1. 1.	40. 3. 20.
所 得 控 除	扶 養	普通の場合 1人 70,000円 2人目から1人につき 30,000円 配偶者に5万円を超える所得があるとき 1人 50,000円 2人目から1人につき 30,000円		同 左		同 左		同 左	
	生命保険料	1年間の支払い金額が 15,000円以下のときは、全額 15,000円を超え30,000円以下のときは 支払金額の1/2 の額に7,500円を 加えた金額(限度額は 22,500円)		同 左		同 左		同 左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同 左		同 左		同 左	
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額		同 左		同 左		同 左	
	医療費	総所得金額の5%を超える金額 (限度額は 150,000円)		同 左		同 左		同 左	
	基礎控除	90,000円		同 左		同 左		同 左	
市 民 税	均等割	400円		同 左		同 左		同 左	
	所得割	10万円以下の金額 2% 10万円を超える金額 3% 20万円 " 4% 50万円 " 5% 100万円 " 6% 250万円 " 7% 400万円 " 8% 600万円 " 9% 1,000万円 " 10% 2,000万円 " 11% 3,000万円 " 12% 5,000万円 " 13%		15万円以下の金額 2% 15万円を超える金額 3% 40万円 " 4% 70万円 " 5% 100万円 " 6% 150万円 " 7% 250万円 " 8% 400万円 " 9% 600万円 " 10% 1,000万円 " 11% 2,000万円 " 12% 3,000万円 " 13% 5,000万円 " 14%		同 左		同 左	
	均等割	100円		同 左		同 左		同 左	
	所得割	150万円以下の金額 2% 150万円を超える金額 4% (配偶者、15才以上の扶養親族、 白色専従者、前年中配偶者の所得 が5万円を超え扶養親族のすべて が15才未満であるときそのうち1人 のみについて240円青色専従者1人 480円の特別控除を行う)		同 左		同 左		同 左	
	障害者等	納税者が障害者であるか又はその 扶養親族中に障害者があるとき障 害者1人について、又納税者が老 年者か、寡婦か、勤労学生のいづ れかであるとき、 市民税の所得割から 1,000円 府民税の所得割から 1,000円		同 左		同 左		同 左	
	配 当	市民税の所得割から配当所得の 4% 府民税の所得割から配当所得の 1.6%		市民税の所得割から配当所得の 3% 府民税の所得割から配当所得の 1.2%		同 左		同 左	
	課税所得金額が1,000万円を超 える部分の配当所得及び証券投資信 託の収益の分配金によるものは上 記の率の1/2で控除する。	課税所得金額が1,000万円を超 える部分の配当所得及び証券投資信 託の収益の分配金によるものは上 記の率の1/2で控除する。		同 左		同 左		同 左	
	摘 要	青色専従者控除 80,000円 白色専従者控除 50,000円		同 左		同 左		市民税所得割の税率が準拠税率か ら標準税率を制限税率に改められ た。従って標準税率に1.5/100を 乗じた税率が制限税率となる。 青色専従者控除 80,000円 白色専従者控除 50,000円	

# 市民税の税歴(3/17)

		昭和41年度		昭和42年度		昭和43年度		
賦課期日・申告期限		41. 1. 1.	41. 3. 20.	42. 1. 1.	42. 3. 15.	43. 1. 1.	43. 3. 15.	
所 特 控 除	配偶者及び扶養	配偶者控除 80,000円 控除対象配偶者のない場合の 扶養親族 1人 70,000円 2人目から1人につき 40,000円を加える		同 左		配偶者及び扶養 配偶者控除 90,000円 控除対象配偶者のない場合の 扶養親族 1人 80,000円 2人目から1人につき 50,000円を加える		
	生命保険料	1年間の支払い金額が 15,000円以下のときは、全額 15,000円を超え30,000円以下のときは 支払金額の1/2の額に7,500円を 加えた金額(限度額は22,500円)		同 左		障害者・高齢者 寡婦・勤労学生 納税者本人又は扶養親族に障害者 がいる場合 普通障害 60,000円 特別障害 80,000円 納税者が高齢者か寡婦又は勤労 学生に該当する場合、それぞれ 60,000円		
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同 左				
	雑損	総所得金額の10%を超える金額		同 左		生命保険料 1年間の支払い金額が 15,000円以下のときは全額 15,000円を超え35,000円以下は 支払金額の1/2 + 7,500円の金額 (限度額は、25,000円)		
	医療費	総所得金額の5%を超える金額 (限度額は150,000円)		同 左		社会保険料 1年間の支払い金額の全額		
	基礎控除	100,000円		同 左		雑損 総所得金額の10%を超える金額 医療費 総所得金額の5%を超える金額 (限度額は、150,000円)		
市 民 税	均等割	400円		同 左		均等割 400円		
	所得割	15万円以下の金額 2% 15万円を超える金額 3% 40万円 " 4% 70万円 " 5% 100万円 " 6% 150万円 " 7% 250万円 " 8% 400万円 " 9% 600万円 " 10% 1,000万円 " 11% 2,000万円 " 12% 3,000万円 " 13% 5,000万円 " 14%		同 左		所得割 15万円以下の金額 2% 15万円を超える金額 3% 40万円 " 4% 70万円 " 5% 100万円 " 6% 150万円 " 7% 250万円 " 8% 400万円 " 9% 600万円 " 10% 1,000万円 " 11% 2,000万円 " 12% 3,000万円 " 13% 5,000万円 " 14%		
	均等割	100円		同 左		均等割 100円		
	所得割	150万円以下の金額 2% 150万円を超える金額 4%		同 左		所得割 150万円以下の金額 2% 150万円を超える金額 4%		
			※特別控除の廃止					
	障害者等	納税者が障害者であるか又はその 扶養親族中に障害者があるとき障 害者1人について、又納税者が老 年者か、寡婦か、勤労学生のい ずれかであるとき、 市民税の所得割から 1,000円 府民税の所得割から 1,000円		同 左		配当控除 市民税の所得割から配当所得の 3% 府民税の所得割から配当所得の 1.2% 課税所得金額が1,000万円を超 える部分の配当所得及び証券投資 信託の収益の分配金によるものは 上記の率の1/2で控除する。		
	配当	市民税の所得割から配当所得の3%		同 左				
	控除	府民税の所得割から配当所得の1.2%  課税所得金額が1,000万円を超 える部分の配当所得及び証券投資 信託の収益の分配金によるものは 上記の率の1/2で控除する。		同 左				
	摘 要		○配偶者控除が創設された。 青色専従者控除 100,000円 白色専従者控除 60,000円		○所得税確定申告の申告者に 対しては、市民税の申告義 務を課さないこととされた。 ○市民税の申告期限が所得税 確定申告とあわせて3月15 日となった。 青色専従者控除 120,000円 白色専従者控除 80,000円		青色専従者控除 170,000円 白色専従者控除 110,000円	

# 市民税の税歴(4/17)

		昭和44年度		昭和45年度		昭和46年度		昭和47年度		
賦課期日・申告期限		44. 1. 1.	44. 3. 15.	45. 1. 1.	45. 3. 16.	46. 1. 1.	46. 3. 15.	47. 1. 1.	47. 3. 15.	
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者控除 100,000円 控除対象配偶者のない場合の扶養親族 1人 80,000円 2人目から1人につき60,000円を加える		配偶者控除 110,000円 控除対象配偶者のない場合の扶養親族 1人 90,000円 2人目から1人につき80,000円を加える		配偶者控除 130,000円 控除対象配偶者のない場合の扶養親族 1人 110,000円 2人目から1人につき100,000円を加える		配偶者控除 140,000円 控除対象配偶者のない場合の扶養親族 1人 120,000円 2人目から1人につき110,000円を加える		
	障害者・高齢者 寡婦・勤労学生	納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 70,000円 特別障害 90,000円 納税者が高齢者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ70,000円		納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 80,000円 特別障害 100,000円 納税者が高齢者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ80,000円		納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 90,000円 特別障害 110,000円 納税者が高齢者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ90,000円		納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 100,000円 特別障害 120,000円 納税者が高齢者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ100,000円		
	生命保険料	1年間の支払い金額が15,000円以下のときは全額 15,000円を超え35,000円以下は支払金額の1/2 + 7,500円の金額 (限度額は、25,000円)		同 左		1年間の支払い金額が15,000円以下のときは全額 15,000円を超え35,000円以下は支払金額の1/2 + 7,500円の金額 40,000円を超えたときは27,500円		同 左		
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同 左		同 左		同 左		
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額		同 左		同 左		同 左		
	医療費	総所得金額の5%を超える金額 (限度額は、150,000円)		総所得金額の5%を超える金額 (限度額は、300,000円)		総所得金額の5% (10万円超のときは10万円) 超過額 (限度 100万円)		同 左		
市民税	基礎控除	120,000円		130,000円		140,000円		150,000円		
	均等割	400円		同 左		同 左		同 左		
	所得割	15万円以下の金額 2% 15万円を超える金額 3% 40万円 " 4% 70万円 " 5% 100万円 " 6% 150万円 " 7% 250万円 " 8% 400万円 " 9% 600万円 " 10% 1,000万円 " 11% 2,000万円 " 12% 3,000万円 " 13% 5,000万円 " 14%		同 左		同 左		同 左		
	均等割	100円		同 左		同 左		同 左		
	所得割	150万円以下の金額 2% 150万円を超える金額 4%		同 左		同 左		同 左		
	税額控除	配当控除	市民税の所得割から配当所得の3% 府民税の所得割から配当所得の1.2% 課税所得金額が1,000万円を超える部分の配当所得及び証券投資信託の収益の分配金によるものは上記率の1/2で控除する。		同 左		同 左		市民税の所得割から配当所得の2.5% 府民税の所得割から配当所得の1.0%	
		摘要	白色専従者控除 150,000円		S45.1.1以降の土地建物等の譲渡所得は、分離課税 長期 市 2.7% 府 1.3% 短期 市 8% 府 4% 白色専従者控除 150,000円		同 左		同 左 白色専従者控除 165,000円	

市民税の税歴(5/17)

		昭和48年度		昭和49年度		昭和50年度		昭和51年度	
賦課期日・申告期限		48. 1. 1.	48. 3. 15.	49. 1. 1.	49. 3. 15.	50. 1. 1.	50. 3. 15.	51. 1. 1.	51. 3. 15.
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者控除 150,000円 年齢70歳以上で障害者に該当しないものと控除対象配偶者のないとき 扶養親族 1人 140,000円 2人目から1人につき 120,000円を加える		配偶者控除 180,000円 年齢70歳以上で障害者に該当しないものと控除対象配偶者のないとき 扶養親族 1人 160,000円 2人目から1人につき 140,000円を加える		配偶者控除 190,000円 年齢70歳以上で障害者に該当しないものと控除対象配偶者のないとき 扶養親族 1人 190,000円 2人目から1人につき 170,000円を加える		同 左	
	障害者・老年者 寡婦・勤労学生	納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 120,000円 特別障害 140,000円 納税者が老年者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ120,000円		納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 130,000円 特別障害 160,000円 納税者が老年者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ130,000円		納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 160,000円 特別障害 190,000円 納税者が老年者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ160,000円		同 左	
	生命保険料	1年間の支払い金額が 15,000円以下のときは全額 15,000円を超え35,000円以下は 支払金額の1/2+7,500円の金額 40,000円を超えたときは27,500円		同 左		15,000円以下のときは全額 15,000円を超え40,000円以下は 支払金額の1/2+7,500円 40,000円を超え70,000円以下は 支払金額の1/4+17,500円 70,000円を超えたときは 35,000円		同 左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同 左		同 左		同 左	
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額		同 左		同 左		同 左	
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは 10万円)超過額(限度 100万円)		同 左		同 左		総所得金額の5%(5万円超のときは 5万円)超過額(限度 200万円)	
市民税	基礎控除	160,000円		180,000円		190,000円		同 左	
	均等割	400円		同 左		同 左		1,200円	
	所得割	30万円以下の金額	2%	15万円以下の金額	2%	同 左	同 左	同 左	同 左
		30万円を超える金額	3%	15万円を超える金額	3%				
		50万円 "	4%	40万円 "	4%				
		80万円 "	5%	70万円 "	5%				
		110万円 "	6%	100万円 "	6%				
		150万円 "	7%	150万円 "	7%				
		250万円 "	8%	250万円 "	8%				
		400万円 "	9%	400万円 "	9%				
600万円 "		10%	600万円 "	10%					
1,000万円 "	11%	1,000万円 "	11%						
2,000万円 "	12%	2,000万円 "	12%						
3,000万円 "	13%	3,000万円 "	13%						
5,000万円 "	14%	5,000万円 "	14%						
均等割	100円		同 左		同 左		300円		
所得割	150万円以下の金額 2% 150万円を超える金額 4%		同 左		同 左		同 左		
税額控除	配当控除	市民税の所得割から配当所得の 2.5% 府民税の所得割から配当所得の 1.0%		市民税の所得割から配当所得の 2.0% 府民税の所得割から配当所得の 0.8% 課税所得金額が1,000万円を超える 部分は上記率の1/2で控除する		同 左		同 左	
		S47.1.1以降の土地建物等の 譲渡所得は、分離課税 長期 市 3.4% 府 1.6% 短期 市 8% 府 4% 白色専従者控除 170,000円		同 左		長期 特定市街化 市 3.4% 区域農地等 府 1.6% その他 市 4% 府 2% 短期 市 8% 府 4%		同 左	

# 市民税の税歴(6/17)

		昭和52年度		昭和53年度		昭和54年度		昭和55年度	
賦課期日・申告期限		52. 1. 1.	52. 3. 15.	53. 1. 1	53. 3. 15.	54. 1. 1.	54. 3. 16.	55. 1. 1.	55. 3. 15.
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者控除 年齢70歳以上で障害者に該当しない ものと控除対象配偶者のないとき 扶養親族 1人 200,000円 2人目から1人につき 190,000円を加える	200,000円	同	左	配偶者控除 年齢70才以上で障害者に該当しない ものと控除対象配偶者のないとき 扶養親族 1人 210,000円 2人目から1人につき 200,000円を加える	210,000円	配偶者控除 扶養控除 老人扶養控除 同居老親等扶養控除	220,000円 220,000円 230,000円 260,000円
	障害者・高齢者 寡婦・勤労学生	納税者本人又は扶養親族に障害者 がいる場合 普通障害 180,000円 特別障害 200,000円 納税者が高齢者か寡婦又は勤労学生 に該当する場合、それぞれ180,000円		同	左	納税者本人又は扶養親族に障害者 がいる場合 普通障害 190,000円 特別障害 210,000円 納税者が高齢者か寡婦又は勤労学生 に該当する場合、それぞれ200,000円		納税者本人又は扶養親族に障害者 がいる場合 普通障害 210,000円 特別障害 230,000円 納税者が高齢者か寡婦又は勤労学生 に該当する場合、それぞれ210,000円	
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円を超え40,000円以下は 支払金額の1/2+7,500円 40,000円を超え70,000円以下は 支払金額の1/4+17,500円 70,000円を超えたときは 35,000円		同	左	同	左	同	左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同	左	同	左	同	左
	雑損	総所得金額の10%を超える金額		同	左	同	左	同	左
医療費	総所得金額の5%(5万円超のとき は5万円) 超過額(限度 200万円)		同	左	同	左	同	左	
基礎控除	200,000円		同	左	210,000円		220,000円		
均等割	1,200円		同	左	同	左	1,500円		
市民税	所得割	15万円以下の金額 2% 15万円を超える金額 3% 40万円 " 4% 70万円 " 5% 100万円 " 6% 150万円 " 7% 250万円 " 8% 400万円 " 9% 600万円 " 10% 1,000万円 " 11% 2,000万円 " 12% 3,000万円 " 13% 5,000万円 " 14%		同	左	30万円以下の金額 2% 30万円を超える金額 3% 50万円 " 4% 80万円 " 5% 110万円 " 6% 150万円 " 7% 250万円 " 8% 400万円 " 9% 600万円 " 10% 1,000万円 " 11% 2,000万円 " 12% 3,000万円 " 13% 5,000万円 " 14%		30万円以下の金額 2% 30万円を超える金額 3% 45万円 " 4% 70万円 " 5% 100万円 " 6% 130万円 " 7% 230万円 " 8% 370万円 " 9% 570万円 " 10% 950万円 " 11% 1,900万円 " 12% 2,900万円 " 13% 4,900万円 " 14%	
	均等割	300円		同	左	同	左	500円	
	所得割	150万円以下の金額 2% 150万円を超える金額 4%		同	左	同	左	同	左
	配当控除	市民税の所得割から配当所得の 2.0% 府民税の所得割から配当所得の 0.8% 課税所得金額が1,000万円を超える 部分は上記率の1/2で控除する		同	左	市民税の所得割から配当所得の 3.0% 府民税の所得割から配当所得の 1.2% 課税所得金額が1,000万円を超える 部分は上記率の1/2で控除する		市民税の所得割から配当所得の 2.0% 府民税の所得割から配当所得の 0.8% 課税所得金額が1,000万円を超える 部分は上記率の1/2で控除する	
	摘要	長期 特定市街化 市 3.4% 区域農地等 府 1.6% (2,000万円超の部分は 市 4% 府 2%)  その他 市 4% 府 2% (2,000万円超の部分は 3/4を総合課税) 短期 市 8% 府 4%		同	左	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は1/2を 総合課税) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 3.4% 府 1.6% (4,000万円超の部分は 市 4% 府 2%) ○その他 市 4% 府 2% (2,000万円超の部分は3/4を 総合課税)  短期 市 8% 府 4%			

# 市民税の税歴(7/17)

		昭和56年度		昭和57年度		昭和58年度		昭和59年度	
賦課期日・申告期限		56. 1. 1.	56. 3. 15.	57. 1. 1.	57. 3. 15.	58. 1. 1.	58. 3. 15.	59. 1. 1.	59. 3. 15.
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者控除 220,000円 老人配偶者控除 230,000円 扶養控除 220,000円 老人扶養控除 230,000円 同居老親等扶養控除 260,000円		同 左		配偶者控除 220,000円 老人配偶者控除 230,000円 扶養控除 220,000円 老人扶養控除 230,000円 同居老親等扶養控除 260,000円 同居特別障害者控除 250,000円		配偶者控除 260,000円 老人配偶者控除 270,000円 扶養控除 260,000円 老人扶養控除 270,000円 同居老親等扶養控除 310,000円 同居特別障害者控除 300,000円	
	障害者・高齢者 寡婦・勤労学生	納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 210,000円 特別障害 230,000円 納税者が高齢者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ210,000円		納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 210,000円 特別障害 230,000円 高齢者か寡婦・寡夫又は勤労学生に該当する場合、それぞれ210,000円		同 左		納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 240,000円 特別障害 260,000円 高齢者か寡婦・寡夫又は勤労学生に該当する場合、それぞれ240,000円	
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円を超え40,000円以下は 支払金額の1/2 + 7,500円 40,000円を超え70,000円以下は 支払金額の1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは 35,000円		同 左		同 左		同 左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同 左		同 左		同 左	
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額		同 左		同 左		同 左	
	医療費	総所得金額の5%(5万円超のときは5万円) 超過額(限度 200万円)		同 左		同 左		同 左	
	基礎控除	220,000円		同 左		同 左		260,000円	
市民税	均等割	1,500円		同 左		同 左		同 左	
	所得割	30万円以下の金額 2% 30万円を超える金額 3% 45万円 " 4% 70万円 " 5% 100万円 " 6% 130万円 " 7% 230万円 " 8% 370万円 " 9% 570万円 " 10% 950万円 " 11% 1,900万円 " 12% 2,900万円 " 13% 4,900万円 " 14%		同 左		同 左		同 左	
	均等割	500円		同 左		同 左		同 左	
	所得割	150万円以下の金額 2% 150万円を超える金額 4%		同 左		同 左		同 左	
	配当控除	市民税の所得割から配当所得の2% 府民税の所得割から配当所得の0.8% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する		同 左		同 左		同 左	
	摘 要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は1/2を総合課税) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 3.4% 府 1.6% (4,000万円超の部分は市 4% 府 2%) ○その他 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は1/2を総合課税) (8,000万円超の部分は3/4を総合課税) 短期 市 8% 府 4%		同 左		長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4% 府 2% (4,000円超の部分は市 5% 府 2.5%) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 3.4% 府 1.6% (4,000円超の部分は市 4% 府 2%) ○その他 市 8% 府 4% (4,000円超の部分は1/2を総合課税) 短期 市 8% 府 4%		同 左	

# 市民税の税歴(8/17)

賦課期日・申告期限	昭和60年度		昭和61年度		昭和62年度		
	60. 1. 1.	60. 3. 15.	61. 1. 1.	61. 3. 15.	62.1.1	62.3.15.	
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者控除 260,000円 老人配偶者控除 270,000円 扶養控除 260,000円 老人扶養控除 270,000円 同居老親等扶養控除 310,000円 同居特別障害者控除 300,000円	配偶者控除 260,000円 老人配偶者控除 270,000円 扶養控除 260,000円 老人扶養控除 270,000円 同居老親等扶養控除 310,000円 同居特別障害者控除 300,000円	同	左	同	左
	障害者・高齢者 寡婦・勤労学生	納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 240,000円 特別障害 260,000円 高齢者か寡婦・寡夫又は勤労学生に該当する場合、それぞれ240,000円	同	左	同	左	
	生命保険料	15,000円以下 全額 15,000円超40,000円以下 1/2+7500円 45,000円超70,000円以下 1/4+17500円 70,000円を超えたときは 35,000円 個人年金があるとき 個人年金の3,500円を超える部分を加算(限度 3,500円)	同	左	同	左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額	同	左	同	左	
	雑損	総所得金額の10%を超える金額	同	左	同	左	
	医療費	総所得金額の5%(5万円超のときは5万円) 超過額(限度 200万円)	同	左	同	左	
市民税	基礎控除	260,000円	同	左	同	左	
	均等割	2,000円	同	左	同	左	
	所得割	20万円以下の金額 2.5% 20万円を超える金額 3% 45万円 " 4% 70万円 " 5% 95万円 " 6% 120万円 " 7% 220万円 " 8% 370万円 " 9% 570万円 " 10% 950万円 " 11% 1,900万円 " 12% 2,900万円 " 13% 4,900万円 " 14%	同	左	同	左	
	均等割	700円	同	左	同	左	
	所得割	150万円以下の金額 2% 150万円を超える金額 4%	同	左	同	左	
	配当控除	市民税の所得割から配当所得の2% 府民税の所得割から配当所得の0.8% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する	同	左	同	左	
	摘要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4% 府 2% (4,000円超の部分は 市 5% 府 2.5%) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 3.4% 府 1.6% (4,000円超の部分は 市 4% 府 2%) ○その他 市 8% 府 4% (4,000円超の部分は1/2を総合課税) 短期 市 8% 府 4%	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4% 府 2% (4,000円超の部分は 市 5% 府 2.5%) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 4% 府 2% (4,000円超の部分は 市 5% 府 2.5%) ○その他 市 4% 府 2% (4,000円超の部分は1/2を総合課税) 短期 市 8% 府 4%				

# 市民税の税歴(9/17)

		昭和63年度		平成元年度		平成2年度	
賦課期日・申告期限		63. 1. 1.	63. 3. 15.	63. 1. 1.	元. 3. 15.	2. 1. 1.	2. 3. 15.
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者控除 280,000円 老人配偶者控除 290,000円 扶養控除 280,000円 老人扶養控除 290,000円 同居老親等扶養控除 330,000円 同居特別障害者控除 360,000円		同 左		配偶者控除 300,000円 老人配偶者控除 350,000円 扶養控除 300,000円 老人・特定扶養控除 350,000円 同居老親等扶養控除 420,000円 同居特別障害者控除 510,000円	
	配偶者特別控除	○配偶者控除あり 140,000-(A×14/33+B×3.3×14/33) ○配偶者控除なし		同 左		○配偶者控除あり 300,000-(A×30/35) ○配偶者控除なし	
	A 給与所得	140,000-(A+B×3.3-330000)×28/33				300,000-((A-350,000)×30/35)	
	B 給与所得以外	合計所得金額は 800万円以下が対象				合計所得金額は1,000万円以下が対象	
	障害者・高齢者 寡婦(夫)・勤 労学生	納税者本人又は扶養親族に障害者が いる場合 普通障害 240,000円 特別障害 260,000円 納税者が高齢者か寡婦(夫)又は勤労学生 に該当する場合、それぞれ240,000円		納税者本人又は扶養親族に障害者が いる場合 普通障害 240,000円 特別障害 260,000円 高齢者控除 480,000円 寡婦(夫) 240,000円 勤労学生 240,000円		普通障害 260,000円 特別障害 280,000円 高齢者控除 480,000円 特別寡婦 260,000円 寡婦(夫) 300,000円 勤労学生 260,000円	
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超40,000円以下 1/2+7500 40,000円超70,000円以下 1/4+17500 70,000円を超えたときは 35,000円 個人年金があるとき 個人年金の3,500円 を超える部分を加算(限度 3,500円)		同 左		同 左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同 左		同 左	
雑 損	総所得金額の10%を超える金額		同 左		同 左		
医療費	総所得金額の 5% (10万円超のときは 10万円) 超過額(限度 200万円)		同 左		同 左		
市民税	基礎控除	280,000円		同 左		300,000円	
	均等割	2,000円		同 左		同 左	
	所得割	60万円以下の金額 3% 60万円を超える金額 5% 130万円 " 7% 260万円 " 8% 460万円 " 10% 950万円 " 11% 1,900万円 " 12%		120万円以下の金額 3% 120万円を超える金額 8% 500万円 " 11%		同 左	
府民税	均等割	700円		同 左		同 左	
	所得割	130万円以下の金額 2% 260万円 " 3% 260万円を超える金額 4%		500万円以下の金額 2% 500万円を超える金額 4%		同 左	
税額控除	配当控除	市民税の所得割から配当所得の2% 府民税の所得割から配当所得の0.8% 課税所得金額が1,000万円を超える 部分は上記率の1/2で控除する。		同 左		同 左	
摘 要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は、 市 5% 府 2.5%) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は、 市 5% 府 2.5%) ○その他 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は1/2を 総合課税) 短期 市 8% 府 4% 超短期(S62.10.1以降の譲渡) 市 11% 府 4% 総合課税 120/100 のいずれか 多い方		長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4% 府 2% (S63.3.31までの譲渡で、4,000万円 超の部分は、市 5% 府 2.5%) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は、 市 5% 府 2%) ○居住用財産の譲渡(S63.4.1以降) 市 2.7% 府 1.3% (4,000万円超の部分は、 市 3.4% 府 1.6%) ○その他 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は、 市 5.5% 府 2%) 短期 市 8% 府 4% 超短期 市 11% 府 4% 総合課税 120/100 のいずれか 多い方 □特定支出控除の創設		長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4% 府 2% ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は、 市 5% 府 2%) ○居住用財産の譲渡 市 2.7% 府 1.3% (4,000万円超の部分は、 市 3.4% 府 1.6%) ○その他 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は、 市 5.5% 府 2%) 短期 市 8% 府 4% 超短期 市 11% 府 4% 総合課税 120/100 のいずれか 多い方 株式等 市 4% 府 2% 特定支出控除(給与控除後一定支 出額のうち 給与控除後を超える金額)		



# 市民税の税歴(10/17)

		平成3年度		平成4年度		平成5年度		平成6年度		
賦課期日・申告期限		H3. 1. 1.	H3. 3. 15.	4. 1. 1.	4. 3. 16.	5. 1. 1.	5. 3. 15.	6. 1. 1.	6. 3. 15.	
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 310,000円 老人配偶者・老人・特定扶養控除 360,000円 同居老親等扶養控除 430,000円 同居特別障害者控除 520,000円		同 左		同 左		同 左 (老人・特定扶養控除 390,000円)		
	配偶者特別控除	○配偶者控除あり 50,000円未満 310,000円 50,000円以上 100,000円未満 300,000円 100,000円以上 300,000円 - (A - 50,000)		同 左		同 左		同 左		
	A 配偶者の合計所得金額	○配偶者控除なし 400,000円未満 310,000円 400,000円以上 450,000円未満 300,000円 450,000円以上 300,000円 - (A - 50,000) 納税者の合計所得金額は、1,000万円以下が対象								
	障害者・老年者寡婦(夫)・勤労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 260,000円 特別障害 280,000円 老年者控除 480,000円 特別寡婦 300,000円		同 左		同 左		同 左		
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは、 上記と同じ(両方あるときは、合計額)		同 左		同 左		同 左		
	損害保険料	長期 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 短期 1,000円以下のときは全額 1,000円超 3,000円以下 1/2 + 500円 3,000円を超えたときは2,000円 両方あるときは合計額(限度額 10,000円)		同 左		同 左		同 左		
	寄附金	都道府県共同募金会に寄附を行った金額又は総所得金額の25%のいずれか少ない方の金額 - 100,000		(日本赤十字社も対象)	同 左		同 左		同 左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同 左		同 左		同 左		
	雑損	総所得金額の10%を超える金額		同 左		同 左		同 左		
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過(限度額は、2,000,000円)		同 左		同 左		同 左		
基礎控除	310,000円		同 左		同 左		同 左			
均等割	2,000円		同 左		同 左		同 左			
所得割	160万円以下の金額 3% 160万円を超える金額 8% 550万円 11%		同 左		同 左		同 左			
府民税	均等割 700円		同 左		同 左		同 左			
所得割	550万円以下の金額 2% 550万円を超える金額 4%		同 左		同 左		同 左			
税額控除	配当控除 市民税の所得割から配当所得の2% 府民税の所得割から配当所得の0.8% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		同 左		同 左		同 左			
摘要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市4% 府2% ○特定市街化区域農地等の譲渡 市4% 府2% (4,000万円超の部分は、市5% 府2%) ○居住用財産の譲渡 市2.7% 府1.3% (4,000万円超の部分は、市3.4% 府1.6%) ○その他 市4% 府2% (4,000万円超の部分は、市5.5% 府2%) 短期 市8% 府4% 超短期 市11% 府4% 又は 総合課税 120/100のいずれか多い方 株式等 市4% 府2%		○優良住宅地等の造成のための譲渡 市3.4% 府1.6%		○特定市街化区域農地等の譲渡 市5.8% 府2.2%		○その他 市6% 府3%  □平成6年度限り所得割の20%(20万円限度)を減税			

# 市民税の税歴(11/17)

		平成7年度		平成8年度		平成9年度	
賦課期日・申告期限		H7. 1. 1.	H7. 3. 15.	H8. 1. 1.	H8. 3. 15.	H9. 1. 1.	H9. 3. 17.
所 得 控 除	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 老人配偶者・老人扶養控除 特定扶養控除 同居老親等扶養控除 同居特別障害者控除	330,000円 380,000円 410,000円 450,000円 540,000円	同 左	同 左	同 左	同 左
	配偶者特別控除	○配偶者控除あり 50,000 円未満 330,000円 50,000 円以上 100,000円未満 300,000円 100,000 円以上 300,000 円 (A - 50,000) ○配偶者控除なし 400,000 円未満 330,000円 400,000 円以上 450,000円未満 300,000円 450,000 円以上 300,000 円 (A - 50,000)		○配偶者控除あり 100,000円未満 330,000円 100,000円以上330,000-(A-50,000) ○配偶者控除なし 450,000 円未満 330,000円 450,000 円以上 750,000円未満 380,000-(A-380,000) 750,000円以上 760,000円未満 30,000円	同 左	同 左	同 左
	A 配偶者の合計 所得金額	納税者の合計所得金額は、1,000 万円以下が対象		納税者の合計所得金額は、 1,000 万円以下が対象			
	障害者・老年者 寡婦(夫)・勤 労学生	普通障害者・寡婦(夫)・勤労学生 260,000 円 特別障害者 280,000 円 老年者控除 480,000 円 特別寡婦 300,000 円	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは、上記と同じ(両方あるときは、合計額)	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
	損害保険料	長期 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 短期 1,000円以下のときは全額 1,000円超 3,000円以下 1/2 + 500円 3,000円を超えたときは2,000円 両方あるときは、合計額(限度額 10,000 円)	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
	寄附金	地方公共団体・共同募金会・日本赤十字社に支払った金額又は 総所得金額の25% のいずれか 少ない方の金額 - 100,000 円	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
	社会保険料 雑 損	1年間の支払い金額の全額 総所得金額の10% を超える金額	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
	医療費	総所得金額の 5% (10 万円超のときは10万円) 超過額 (限度額は、2,000,000 円)	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
	基礎控除	330,000 円	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
市民 税	均等割	2,000 円		2,500 円		同 左	
	所得割	200 万円以下の金額 3 % 200 万円を超える金額 8 % 700 万円 // 11 %		同 左		200 万円 以下の金額 3 % 200 万円 を超える金額 8 % 700 万円 // 12 %	
	均等割	700 円		1,000 円		同 左	
府 民 税	所得割	700 万円以下の金額 2 % 700 万円を超える金額 4 %		同 左		700 万円 以下の金額 2 % 700 万円 を超える金額 3 %	
	税額 控除	市民税の所得割から配当所得の 2 % 府民税の所得割から配当所得の0.8% 課税所得金額が 1,000万円を超える部分は上記率の1/2 で控除する。		同 左		同 左	
摘 要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 3.4 % 府 1.6 % ○居住用財産の譲渡 市 2.7 % 府 1.3 % (6,000万円超の部分は、市 3.4 % 府 1.6 %) ○その他 市 6 % 府 3 %  短期 市 8 % 府 4 % 超短期 市 11 % 府 4 % 又は 総合課税 120/100 のいずれか 多い方 株式等 市 4 % 府 2 %  □平成7年度限り所得割の15%(2万円限度)を減税			同 左		同 左	
				○その他 4,000万円以下 市 5.5 % 府 2 % 4,000万円超える 市 6 % 府 3 %  □平成8年度限り所得割の15% (2万円限度)を減税		○その他 4,000万円以下 市 4 % 府 2 % 4,000万円超える 8,000万円 以下 市 5.5 % 府 2 % 8,000万円超える 市 6 % 府 3 %	

# 市民税の税歴(12/17)

		平成10年度		平成11年度	
賦課期日・申告期限		H10. 1. 1.	H10. 3. 16.	H11. 1. 1.	H11. 3. 15.
所 得 控 除	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 老人配偶者・老人扶養控除 特定扶養控除 同居老親等扶養控除 同居特別障害者控除	330,000円 380,000円 410,000円 450,000円 540,000円	配偶者・扶養控除 老人配偶者・老人扶養控除 特定扶養控除 同居老親等扶養控除 同居特別障害者控除	330,000円 380,000円 430,000円 450,000円 560,000円
	配偶者特別控除	○配偶者控除あり 100,000円未満 100,000円以上 330,000円 - (A - 50,000)	330,000円	同 左	
		○配偶者控除なし 450,000円未満 450,000円以上 750,000円未満 380,000円 - (A - 380,000) 750,000円以上 760,000円未満	330,000円 30,000円		
	A 配偶者の合計 所得金額	納税者の合計所得金額は、1,000万円以下が対象			
	障害者・老年者 寡婦(夫)・勤 労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 特別障害 老年者控除 特別寡婦	260,000円 280,000円 480,000円 300,000円	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 特別障害 老年者控除 特別寡婦	260,000円 300,000円 480,000円 300,000円
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは上記と同じ(両方あるときは合計額)		同 左	
	損害保険料	長期 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 短期 1,000円以下のときは全額 1,000円超 3,000円以下 1/2 + 500円 3,000円を超えたときは2,000円 両方あるときは、合計額(限度額 10,000円)		同 左	
	寄附金	地方公共団体・共同募金会・日本赤十字社に支払った金額又は 総所得金額の25%のいずれか少ない方の金額 - 100,000円		同 左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同 左	
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額		同 左	
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額 (限度額は、2,000,000円)		同 左	
	基礎控除	330,000円		同 左	
	均等割	2,500円		同 左	
市民税 所得割	200万円以下の金額 200万円を超える金額 700万円 "	3% 8% 11%	200万円以下の金額 200万円を超える金額 700万円 "	3% 8% 10%	
府 民 税	均等割	1,000円		同 左	
	所得割	700万円以下の金額 700万円を超える金額	2% 4%	700万円以下の金額 700万円を超える金額	2% 3%
税 額 控 除	配当控除	市民税の所得割から配当所得の2% 府民税の所得割から配当所得の0.8% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で 控除する。		同 左	
摘 要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 3.4% 府 1.6% ○居住用財産の譲渡 市 2.7% 府 1.3% (6,000万円超の部分は、市 3.4% 府 1.6%) ○その他 4,000万円以下 市 4% 府 2% 4,000万円を超え 8,000万円以下 市 5.5% 府 2% 8,000万円を超える 市 6% 府 3% ○短期 市 8% 府 4% ○超短期 市 11% 府 4% 又は 総合課税 120 / 100 のいずれが多い方 ○株式等 市 4% 府 2% □平成10年度限り 納税義務者 17,000円 扶養親族 1人 8,500円を減税		同 左	○土地等の事業短期及び超短期課税の廃止  □平成11年度特別減税 所得割の15%(4万円限度)を減税	

# 市民税の税歴(13/17)

		平成12年度		平成13年度		平成14年度		
賦課期日・申告期限		H12. 1. 1.	H12. 3. 15.	H13. 1. 1	H13. 3. 15	H14. 1. 1	H14. 3. 15	
所 得 控 除	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 老人配偶者・老人扶養控除 特定扶養控除 同居老親等扶養控除 同居特別障害者控除 同居特別障害者老人控除 同居特別障害者特定扶養控除	330,000円 380,000円 450,000円 450,000円 560,000円 610,000円 680,000円	同左		同左		
	配偶者特別控除	○配偶者控除あり 100,000円未満 100,000円以上 330,000円 - (A - 50,000) ○配偶者控除なし 450,000円未満 450,000円以上 750,000円未満 380,000円 - (A - 380,000) 750,000円以上 760,000円未満 納税者の合計所得金額は、1,000万円以下が対象	330,000円 30,000円	同左		同左		
	障害者・老年者 寡婦(夫)・勤 労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 特別障害 老年者控除 特別寡婦	260,000円 300,000円 480,000円 300,000円	同左		同左		
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは、上記と同じ(両方あるときは、合計額)		同左		同左		
	損害保険料	長期 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 短期 1,000円以下のときは全額 1,000円超 3,000円以下 1/2 + 500円 3,000円を超えたときは2,000円 両方あるときは、合計額(限度額 10,000円)		同左		同左		
	寄附金	地方公共団体・共同募金会・日本赤十字社に支払った金額又は 総所得金額の25%のいずれか少ない方の金額 - 100,000円		同左		同左		
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同左		同左		
	雑損	総所得金額の10%を超える金額		同左		同左		
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額 (限度額は、2,000,000円)		同左		同左		
	基礎控除	330,000円		同左		同左		
	均等割	2,500円		同左		同左		
	市民税	所得割	200万円以下の金額 200万円超 700万円以下 700万円を超える金額	3% 8% 10%	同左		同左	
	府民税	均等割	1,000円		同左		同左	
府民税	所得割	700万円以下の金額 700万円を超える金額	2% 3%	同左		同左		
税 額 控 除	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の2% 府民税 0.8% 外貨建証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の1% 府民税 0.4% 外貨建証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.5% 府民税 0.2% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の 1/2で控除する。		同左		同左		
摘 要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 3.4% 府 1.6% ○居住用財産の譲渡 市 2.7% 府 1.3% (6,000万円超の部分は、市 3.4% 府 1.6%) ○その他 市 4% 府 2% ○短期 市 8% 府 4% ○超短期 市 11% 府 4% 又は 総合課税 120 / 100 のいずれが多い方 ○株式等 市 4% 府 2% □定率控除 所得割額の15% (40,000円限度額)			長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 3.4% 府 1.6% ○居住用財産の譲渡 市 2.7% 府 1.3% (6,000万円超の部分は、市 3.4% 府 1.6%) ○その他 市 4% 府 2% ○短期 市 9% 府 3% 又は 総合課税 110 / 100 のいずれが多い方 ○株式等 市 4% 府 2% □定率控除 所得割額の15% (40,000円限度額)		同左	○非課税限度額 ・均等割 35万円×家族数+加算24万円 ・所得割 35万円×家族数+加算36万円	

# 市民税の税歴(14/17)

		平成15年度		平成16年度		平成17年度	
賦課期日・申告期限		H15. 1. 1	H15. 3. 17	H16. 1. 1	H16. 3. 15	H17. 1. 1	H17. 3. 15
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 老人配偶者・老人扶養控除 特定扶養控除 同居老親等扶養控除 同居特別障害者控除 同居特別障害者老人控除 同居特別障害者特定扶養控除	330,000円 380,000円 450,000円 450,000円 560,000円 610,000円 680,000円		同左		同左
	配偶者特別控除	○配偶者控除あり 100,000円未満 100,000円以上 330,000円 - (A - 50,000) ○配偶者控除なし 450,000円未満 450,000円以上 750,000円未満 380,000円 - (A - 380,000) A 配偶者の合計 所得金額	330,000円 30,000円		同左		○配偶者控除を適用された場合の上乗せ分の配偶者特別控除は廃止
	障害者・老年者 寡婦(夫)・勤 労学生	普通障害者・寡婦(夫)・勤労学生 特別障害者 老年者控除 特別寡婦	260,000円 300,000円 480,000円 300,000円		同左		同左
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは、上記と同じ (両方あるときは、合計額)			同左		同左
	損害保険料	長期 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 短期 1,000円以下のときは全額 1,000円超 3,000円以下 1/2 + 500円 3,000円を超えたときは2,000円 両方あるときは、合計額(限度額 10,000円)			同左		同左
	寄附金	地方公共団体・共同募金会・日本赤十字社に支払った金額又は 総所得金額の25%のいずれか少ない方の金額 - 100,000円			同左		同左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額			同左		同左
	雑損	総所得金額の10%を超える金額			同左		同左
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額 (限度額は、2,000,000円)			同左		同左
	基礎控除	330,000円			同左		同左
市民税	均等割	2,500円		3,000円		同左	
	所得割	200万円以下の金額 3% 200万円超 700万円以下 8% 700万円を超える金額 10%		同左		同左	
府民税	均等割	1,000円		同左		同左	
	所得割	700万円以下の金額 2% 700万円を超える金額 3%		同左		同左	
税額控除	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の2% 府民税 0.8% 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の1% 府民税 0.4% 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.5% 府民税 0.2% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		同左		同左	
摘要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 3.4% 府 1.6% ○居住用財産の譲渡 市 2.7% 府 1.3% (6,000万円超の部分は、市 3.4% 府 1.6%) ○その他 市 4% 府 2% ○短期 市 9% 府 3% 又は 総合課税 110/100 のいずれが多い方  ○株式等 市 4% 府 2% □定率控除 所得割額の15% (40,000円限度額) ○非課税限度額 ・均等割 35万円×家族数+加算24万円 ・所得割 35万円×家族数+加算36万円		○株式等 市 2% 府 1% (上場分) 市 4% 府 2% (未公開分)  ○非課税限度額 ・均等割 35万円×家族数+加算22万円 ・所得割 35万円×家族数+加算35万円	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 2.7% 府 1.3% (2000万円超の部分は、市 3.4% 府 1.6%) ○居住用財産の譲渡 市 2.7% 府 1.3% (6,000万円超の部分は、市 3.4% 府 1.6%) ○その他 市 3.4% 府 1.6% ○短期 市 6% 府 3% ○株式等 市 2% 府 1% (上場分) 市 3.4% 府 1.6% (非公開分) □定率控除 所得割額の15% (40,000円限度額)			

# 市民税の税歴(15/17)

		平成18年度		平成19年度	
賦課期日・申告期限		H18. 1. 1.	H18. 3. 15.	H19. 1. 1.	H19. 3. 15.
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 老人配偶者・老人扶養控除 特定扶養控除 同居老親等扶養控除 同居特別障害者控除 同居特別障害者老人控除 同居特別障害者特定扶養控除	330,000円 380,000円 450,000円 450,000円 560,000円 610,000円 680,000円		同 左
	配偶者特別控除	○配偶者控除なし 450,000円未満 450,000円以上750,000円未満 380,000円(A - 380,000)	330,000円 30,000円		同 左
	A 配偶者の合計所得金額	750,000円以上760,000円未満 納税者の合計所得金額は、1,000万円以下が対象			
	障害者 寡婦(夫) 勤労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 特別障害 特別寡婦	260,000円 300,000円 300,000円		同 左
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは、上記と同じ(両方あるときは、合計額)			同 左
	損害保険料	長期 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 短期 1,000円以下のときは全額 1,000円超 3,000円以下 1/2 + 500円 3,000円を超えたときは2,000円 両方あるときは、合計額(限度額 10,000円)			同 左
	寄附金	地方公共団体・共同募金会・日本赤十字社に支払った金額又は 総所得金額の25%のいずれか少ない方の金額 - 100,000円			同 左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額			同 左
	雑損	総所得金額の10%を超える金額			同 左
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額 (限度額は、2,000,000円)			同 左
	基礎控除	330,000円			同 左
	均等割	3,000円			同 左
市民税	所得割	200万円以下の金額 200万円超 700万円以下 700万円を超える金額	3% 8% 10%	6%(一律)	
	均等割	1,000円		同 左	
府民税	所得割	700万円以下の金額 700万円を超える金額	2% 3%	4%(一律)	
	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の2% 府民税 0.8% 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の1% 府民税 0.4% 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.5% 府民税 0.2% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の1.6% 府民税 1.2% 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の0.8% 府民税 0.6% 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.4% 府民税 0.3% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。	
摘要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市2.7% 府1.3% (2,000万円超の部分は、市3.4% 府1.6%) ○居住用財産の譲渡 市2.7% 府1.3% (6,000万円超の部分は、市3.4% 府1.6%) ○その他 市3.4% 府1.6% ○短期 市6.0% 府3.0% ○株式等 市2.0% 府1.0%(上場分) 市3.4% 府1.6%(非公開分) □定率控除 所得割額の7.5% (20,000円限度額) ○非課税限度額 ・均等割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算21万円 ・所得割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算32万円 (*加算分は扶養親族を有する場合のみ適用 ・65歳以上の者に対する125万の非課税措置廃止		所得税から住民税への税源移譲 長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市2.4% 府1.6% (2,000万円超の部分は、市3.0% 府1.0%) ○居住用財産の譲渡 市2.4% 府1.6% (6,000万円超の部分は、市3.0% 府1.0%) ○その他 市3.0% 府2.0% ○短期 市6.4% 府3.6% ○株式等 市1.8% 府1.2%(上場分) 市3.0% 府2.0%(非公開分) □定率控除 廃止 ○非課税限度額 ・均等割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算21万円 ・所得割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算32万円 (*加算分は扶養親族を有する場合のみ適用		

# 市民税の税歴(16/17)

		平成20年度		平成21年度		平成22年度	
賦課期日・申告期限		H20. 1. 1.	H20. 3. 17.	H21. 1. 1.	H21. 3. 16.	H22. 1. 1.	H22. 3. 16.
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 330,000円 老人配偶者・老人扶養控除 380,000円 特定扶養控除 450,000円 同居老親等扶養控除 450,000円 同居特別障害者控除 560,000円 同居特別障害者老人控除 610,000円 同居特別障害者特定扶養控除 680,000円		同	左	同	左
	配偶者特別控除	○配偶者控除なし 450,000円未満 330,000円 450,000円以上750,000円未満 380,000円 - (A - 380,000)		同	左	同	左
	A 配偶者の合計所得金額	750,000円以上760,000円未満 30,000円 納税者の合計所得金額は、1,000万円以下が対象					
	障害者 寡婦(夫) 勤労学生	普通障害者・寡婦(夫)・勤労学生 260,000円 特別障害者 300,000円 特別寡婦 300,000円		同	左	同	左
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは、上記と同じ(両方あるときは、合計額)		同	左	同	左
	地震保険料	旧長期損害保険料 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 地震保険料 50,000円以下 1/2 50,000円を超えたときは25,000円 両方あるときは、合計額(限度額 25,000円)		同	左	同	左
	寄附金	地方公共団体・共同募金会・日本赤十字社に支払った金額又は総所得金額の25%のいずれか少ない方の金額 - 100,000円		所得控除から税額控除へ変更		同	左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同	左	同	左
	雑損	総所得金額の10%を超える金額		同	左	同	左
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額(限度額は、2,000,000円)		同	左	同	左
	基礎控除	330,000円		同	左	同	左
	税率	市民税均等割	3,000円		同	左	同
市民税所得割		6%(一律)		同	左	同	左
府民税均等割		1,000円					
府民税所得割		4%(一律)					
税額控除	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の1.6% 府民税1.2% 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の0.8% 府民税0.6% 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.4% 府民税0.3% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		同	左	同	左
	住宅借入金等特別控除 (住宅ローン控除)	所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額と税源移譲前の税率で算出した前年分の所得税額の少ない方の金額から税源移譲後の所得税額を差し引いた金額		同	左	所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額と税源移譲前の税率で算出した前年分の所得税額の少ない方の金額から税源移譲後の所得税額を差し引いた金額及び所得税の住宅ローン控除可能額のうち及び所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額、又は所得税の課税総所得金額等の額に100分の5を乗じて得た金額(9.75万円を超えるときは9.75万円)のいずれか小さい額を個人住民税から差し引いた金額	
	寄附金税額控除			地方公共団体、大阪府共同募金会、日本赤十字社大阪支部に対する5,000円を超える寄附金について、総所得金額等の30%を控除対象限度額として算出税額から控除		同	左
摘要	税源移譲に伴う年度間の所得変動にかかる平成19年度市・府民税の減額措置						
	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市2.4% 府1.6% (2,000万円超の部分は、市3.0% 府2.0%) ○居住用財産の譲渡 市2.4% 府1.6% (6,000万円超の部分は、市3.0% 府2.0%) ○その他 市3.0% 府2.0% ○短期 市5.4% 府3.6% ○株式等 市1.8% 府1.2%(上場分) 市3.0% 府2.0%(非公開分)  ○非課税限度額 ・均等割 35万円×(扶養親族数+1)+(※)加算21万円 ・所得割 35万円×(扶養親族数+1)+(※)加算32万円 (※)加算分は扶養親族を有する場合のみ適用		同	左	同	左	

# 市民税の税歴(17/17)

		平成23年度		平成24年度	
賦課期日・申告期限		H23. 1. 1.	H23. 3. 15.	H24. 1. 1.	H24. 3. 15.
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 老人配偶者・老人扶養控除 特定扶養控除 同居老親等扶養控除 同居特別障害者控除 同居特別障害者老人控除 同居特別障害者特定扶養控除	330,000円 380,000円 450,000円 450,000円 560,000円 610,000円 680,000円	配偶者・扶養控除 老人配偶者・老人扶養控除 特定扶養控除(16歳～18歳) 特定扶養控除(19歳～22歳) 同居老親等扶養控除	330,000円 380,000円 330,000円 450,000円 450,000円
	配偶者特別控除	○配偶者控除との同時適用なし 450,000円未満 450,000円以上750,000円未満 380,000円(A - 380,000)	330,000円 30,000円	同左	
	A… 配偶者の合計所得金額	納税者の合計所得金額は1,000万円以下が対象			
	障害者	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生	260,000円	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生	260,000円
	寡婦(夫)	特別障害	300,000円	特別障害	300,000円
	勤労学生	特別寡婦	300,000円	同居特別障害 特別寡婦	530,000円 300,000円
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは上記と同じ(両方あるときは合計額)		同左	
	地震保険料	旧長期損害保険料 5,000円以下 全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 地震保険料 50,000円以下 1/2 50,000円を超えたときは25,000円 旧長期、地震保険料のどちらもあるときは合計額(限度額 25,000円)		同左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同左	
	雑損	総所得金額の10%を超える金額		同左	
医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額(限度額は2,000,000円)		同左		
基礎控除	330,000円		同左		
税率	市民税均等割	3,000円		同左	
	市民税所得割	6%(一律)			
	府民税均等割	1,000円			
	府民税所得割	4%(一律)			
税額控除	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の1.6%(府民税1.2%) 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の0.8%(府民税0.6%) 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.4%(府民税0.3%) 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		同左	
	住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)	所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額と税源移譲前の税率で算出した前年分の所得税額の少ない方の金額から税源移譲後の所得税額を差し引いた金額及び所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額、又は所得税の課税総所得金額等の額に100分の5を乗じて得た金額(9.75万円を超えるときは9.75万円)のいずれか小さい額を個人住民税から差し引いた金額		同左	
	寄附金税額控除	地方公共団体、大阪府共同募金会、日本赤十字社大阪支部に対する5,000円を超える寄附金について、総所得金額等の30%を控除対象限度額として算出税額から控除		地方公共団体、大阪府共同募金会、日本赤十字社大阪支部に対する2,000円を超える寄附金について、総所得金額等の30%を控除対象限度額として算出税額から控除	
摘要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市2.4% 府1.6% (2,000万円超の部分 市3.0% 府2.0%) ○居住用財産の譲渡 市2.4% 府1.6% (6,000万円超の部分 市3.0% 府2.0%) ○その他 市3.0% 府2.0% ○短期 市5.4% 府3.6% ○株式等 市1.8% 府1.2%(上場分) 市3.0% 府2.0%(非公開分)  ○非課税限度額 ・均等割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算21万円 ・所得割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算32万円 (*)加算分は扶養親族を有する場合のみ適用		同左		
				○0歳～15歳の扶養控除の廃止	



# 諸税の税歴(1/8)

		昭和36年度	昭和37年度	昭和38年度	昭和39年度	昭和40年度
法人 市 民 税	法人税割	9.7/100	同 左	同 左	同 左	10.1/100 (4月1日以降に終了する事業 年度から適用)
	法人均等割	1,200円	1,800円	同 左	同 左	同 左
軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 500円 90 " 800円 125 " 1,000円 軽自動車 2輪のもの 1,500円 3輪のもの 2,000円 4輪の乗用 3,000円 " 貨物 2,500円 2輪の小型自動車 2,500円	同 左	原動機付自転車 50cc以下 500円 90 " 800円 125 " 1,000円 軽自動車 2輪のもの 1,500円 3輪のもの 2,000円 4輪の乗用 3,000円 " 貨物 2,500円 2輪の小型自動車 2,500円 小型特殊自動車 農業作業用 1,000円 その他 3,000円	同 左	原動機付自転車 50cc以下 500円 90 " 800円 125 " 1,000円 軽自動車 2輪のもの 1,500円 3輪のもの 2,000円 4輪の乗用 4,500円 " 貨物 2,500円 2輪の小型自動車 2,500円 小型特殊自動車 農業作業用 1,000円 その他 3,000円	
市たばこ消費税	11/100	12/100	13.4/100	15/100	同 左	
固定資産税	1.4/100	同 左	同 左	同 左	同 左	
電気税・ガス税	10/100	9/100	8/100	7/100	同 左	
都市計画税	0.2/100	同 左	同 左	同 左	同 左	

## 諸税の税歴(2/8)

	昭和41年度	昭和42～43年度	昭和44～47年度	昭和48年度	昭和49年度
法人税	法人税割 10.1 / 100 (6月1日以降 10.4 / 100) (12月1日以降 10.7 / 100)	10.7 / 100	同 左	9.1 / 100	14.5 / 100 (5月1日以降に終了 する事業年度から適用)
	法人均等割 1,800円	資本金 1千万円以下 2,400円 資本金 1千万円超 4,000円	同 左	同 左	同 左
軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 500円 90 " 800円 125 " 1,000円 軽自動車 2輪のもの 1,500円 3輪のもの 2,000円 4輪の乗用 4,500円 " 貨物 2,500円 2輪の小型自動車 2,500円 小型特殊自動車 農業作業用 1,000円 その他 3,000円	同 左	同 左	同 左	同 左
市たばこ消費税	18.1 / 100	同 左	同 左	同 左	同 左
固定資産税	1.4 / 100	同 左	1.4 / 100 (免税額) 土地 8万円 家屋 5万円 償却資産30万円	同 左	1.4 / 100 (免税額) 土地 15万円 家屋 8万円 償却資産 100万円
電気税・ガス税	7 / 100	同 左	同 左	6 / 100 (10月1日以降の 検針分から適用)	電気税 6 / 100 ガス税 5 / 100 (10月1日以降の 検針分から適用)
特別土地保有税	—————	—————	—————	保有分 1.4 / 100 取得分 3 / 100	同 左
都市計画税	0.2 / 100	同 左	同 左	同 左	同 左

# 諸税の税歴(3/8)

		昭和50年度	昭和51年度	昭和52年度	昭和53年度
法人税割	法人税割	14.5/100	同 左	同 左	同 左
	法人均等割	○資本金1千万円以下 2,400円 ○資本金1千万円超 4,000円	○資本金1億円超 従業員数100人超 24,000円 ○資本金1億円超 従業員数100人以下 12,000円 ○資本金1千万円超 1億円以下 12,000円 ○その他 7,200円	○資本金1億円超 従業員数100人超 80,000円 ○資本金1億円超 従業員数100人以下 24,000円 ○資本金1千万円超 1億円以下 24,000円 ○その他 8,000円	○資本金50億円超 従業員数100人超 800,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数100人超 400,000円 ○資本金10億円超 従業員数100人以下 80,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数100人超 80,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 24,000円 ○その他 8,000円
市民税	軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 500円 90 " 800円 125 " 1,000円  軽自動車 2輪のもの 1,500円 3輪のもの 2,000円 4輪の乗用 4,500円 " 貨物 2,500円  2輪の小型自動車 2,500円 小型特殊自動車 農業作業用 1,000円 その他 3,000円	原動機付自転車 50cc以下 650円 90 " 1,000円 125 " 1,300円  軽自動車 2輪のもの 2,000円 3輪のもの 2,600円 4輪の営業用貨物 2,900円 " 自家用貨物 3,300円 " 営業用乗用 5,200円 " 自家用乗用 5,900円  2輪の小型自動車 3,300円 小型特殊自動車 農業作業用 1,300円 その他 3,900円	同 左	同 左
	市たばこ消費税	18.1/100	同 左	同 左	同 左
固定資産税	1.4/100 (免税額) 土地 15万円 家屋 8万円 償却資産 100万円	同 左	同 左	同 左	
電気税	5/100 (1月1日以降の検針分より適用)	同 左	同 左	同 左	
ガス税	3/100 (1月1日から5月31日分までは4/100を適用)	3/100 (昭和52年1月1日以降の検針分より2/100を適用)	2/100	同 左	
特別土地保有税	保有分 1.4/100 取得分 3/100	同 左	同 左	同 左	
都市計画税	0.2/100	同 左	同 左	0.3/100	

諸税の税歴(4/8)

		昭和54～55年度	昭和56～57年度	昭和58年度	昭和59年度	昭和60年度
法人税割	法人税割	14.5/100	14.7/100 (昭和56年8月1日以降に終了する事業年度より適用)	同左	同左	同左
	市	○資本金50億円超 従業員数100人超 1,000,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数100人超 560,000円 ○資本金10億円超 従業員数100人以下 134,000円 ○資本金10億円超 従業員数100人以下 134,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数100人超 134,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 40,000円 ○その他 13,000円		○資本金50億円超 従業員数50人超 1,500,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 1,000,000円 ○資本金10億円超 従業員数50人以下 270,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 270,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 100,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 100,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 80,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 80,000円 ○その他 27,000円	○資本金50億円超 従業員数50人超 3,000,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円 ○資本金10億円超 従業員数50人以下 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 144,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円 ○その他 48,000円	
市	原動機付自転車 50cc以下 700円 90 " 1,100円 125 " 1,450円 軽自動車 2輪のもの 2,200円 3輪のもの 2,850円 4輪の営業用貨物 2,900円 " 自家用貨物 3,650円 " 営業用乗用 5,200円 " 自家用乗用 6,500円 2輪の小型自動車 3,650円 小型特殊自動車 農業作業用 1,450円 その他 4,300円			原動機付自転車 50cc以下 1,000円 90 " 1,200円 125 " 1,600円 軽自動車 2輪のもの 2,400円 3輪のもの 3,100円 4輪の営業用貨物 3,000円 " 自家用貨物 4,000円 " 営業用乗用 5,500円 " 自家用乗用 7,200円 2輪の小型自動車 4,000円 小型特殊自動車 農業作業用 1,600円 その他 4,700円	同左	
市	市たばこ消費税	18.1/100	同左	同左	同左	従価割 14.3/100 従量割 1000本につき 350円
市	固定資産税	1.4/100 (免税額) 土地 15万円 家屋 8万円 償却資産 100万円	同左	同左	同左	同左
市	電気税	5/100	同左	同左	同左	同左
市	ガス税	2/100	同左	同左	同左	同左
市	特別土地保有税	保有分 1.4/100 取得分 3/100	同左	同左	同左	同左
市	都市計画税	0.3/100	同左	同左	同左	同左

# 諸税の税歴(5/8)

		昭和61～63年度	平成元～2年度	平成3年度	平成4～5年度
法人	法人税割	14.7/100	同左	同左	同左
	市	○資本金50億円超え 従業員数50人超 3,600,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円 ○資本金10億円超え 従業員数50人以下 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 144,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円 ○その他 48,000円			
市民	税				
軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 1,000円 90 " 1,200円 125 " 1,600円 ミニカー 2,500円 軽自動車 2輪のもの 2,400円 3輪のもの 3,100円 4輪の営業用貨物 3,000円 " 自家用貨物 4,000円 " 営業用乗用 5,500円 " 自家用乗用 7,200円 2輪の小型自動車 4,000円 小型特殊自動車 農業作業用 1,600円 その他 4,700円	同左	同左	同左	
市たばこ消費税 (平成元年度より市たばこ税)	従価割 14.3/100 従量割 1,000本につき 350円 ただし、昭和61年5月1日から昭和63年3月31日までの間、従量割の税率は1,000本につき 640円	1,000本につき ・旧三級品以外 1,997円 ・旧三級品 948円	同左	同左	
固定資産税	1.4/100 (免税額) 土地 15万円 家屋 8万円 償却資産 100万円	同左	1.4/100 (免税額) 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円	同左	
電気税	5/100	廃止	——	——	
ガス税	2/100	廃止	——	——	
特別土地保有税	保有分 1.4/100 取得分 3/100	同左	同左	保有分 1.4/100 取得分 3/100 退休土地分 1.4/100	
都市計画税	0.3/100	同左	同左	同左	

## 諸税の税歴(6/8)

		平成6～8年度	平成9～10年度	平成11～14年度	平成15年度
法人	法人税割	14.7/100	同 左	同 左	同 左
	法人均等割	○資本金50億円超え 従業員数50人超 3,600,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円 ○資本金50億円超え 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 192,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 156,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円 ○その他 60,000円	同 左	同 左	同 左
市民	軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 1,000円 90 " 1,200円 125 " 1,600円 ミニカー 2,500円 軽自動車 2輪のもの 2,400円 3輪のもの 3,100円 4輪の営業用貨物 3,000円 " 自家用貨物 4,000円 " 営業用乗用 5,500円 " 自家用乗用 7,200円 2輪の小型自動車 4,000円 小型特殊自動車 農業作業用 1,600円 その他 4,700円	同 左	同 左	同 左
	市たばこ税	1,000本につき ・旧三級品以外 1,997円 ・旧三級品 948円	1,000本につき ・旧三級品以外 1,997円 ・旧三級品 948円	1,000本につき ・旧三級品以外 1,997円 ・旧三級品 948円	1,000本につき ・旧三級品以外 1,997円 ・旧三級品 948円
	固定資産税	1.4 / 100 (免税額) 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円	同 左	同 左	同 左
	特別土地保有税	保有分 1.4/100 取得分 3 /100 遊休土地分 1.4/100	同 左	同 左	平成15年度から課税停止
	都市計画税	0.3/100	同 左	同 左	同 左

# 諸税の税歴(7/8)

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19～21年度	平成22年度
法人税制		14.7/100	同 左	同 左	同 左	同 左
	法人均等割	○資本金50億円超え 従業員数50人超 3,600,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円 ○資本金50億円超え 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 192,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 156,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円 ○その他 60,000円	同 左	同 左	同 左	同 左
軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 1,000円 90 " 1,200円 125 " 1,600円 ミニカー 2,500円 軽自動車 2輪のもの 2,400円 3輪のもの 3,100円 4輪の営業用貨物 3,000円 " 自家用貨物 4,000円 " 営業用乗用 5,500円 " 自家用乗用 7,200円 2輪の小型自動車 4,000円 小型特殊自動車 農業作業用 1,600円 そ の 他 4,700円	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
市たばこ税	1,000本につき2,977円 ただし、旧三級品の紙巻たばこは 1,000本につき1,412円	同 左	1,000本につき2,977円 (7月1日から3,298円) ただし、旧三級品の紙巻た ばこは1,000本につき1,266 円(7月1日から1,564円)	1,000本につき3,298円 (10月1日から4,618円) ただし、旧三級品の紙 巻たばこは1,000本に つき1,564円	1,000本につき3,298円 (10月1日から4,618円) ただし、旧三級品の紙 巻たばこは1,000本に つき1,564円 (10月1日から2,190円)	
固定資産税	1.4 / 100 (免税額) 土 地 30万円 家 屋 20万円 償却資産 150万円	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
特別土地保有税	平成15年度から課税停止	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
都市計画税	0.3/100	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
入湯税	———	1人1日150円	宿泊する者 1人1日150円 宿泊しない者1人1日 75円	同 左	同 左	同 左

# 諸税の税歴(8/8)

平成23年度		平成24年度
法人税割	14.7/100	同 左
法人税	<ul style="list-style-type: none"> <li>○資本金50億円超え 従業員数50人超 3,600,000円</li> <li>○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円</li> <li>○資本金50億円超え 従業員数50人以下 492,000円</li> <li>○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人以下 492,000円</li> <li>○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 480,000円</li> <li>○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 192,000円</li> <li>○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円</li> <li>○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 156,000円</li> <li>○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円</li> <li>○その他 60,000円</li> </ul>	同 左
市 民 税	法人均等割	同 左
軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 1,000円 90 " 1,200円 125 " 1,600円 ミニカー 2,500円 軽自動車 2輪のもの 2,400円 3輪のもの 3,100円 4輪の営業用貨物 3,000円 " 自家用貨物 4,000円 " 営業用乗用 5,500円 " 自家用乗用 7,200円 2輪の小型自動車 4,000円 小型特殊自動車 農業作業用 1,600円 そ の 他 4,700円	同 左
市たばこ税	1,000本につき4,618円 ただし、旧三級品の紙巻たばこは 1,000本につき2,190円	同 左
固定資産税	1.4 / 100 (免税額) 土 地 30万円 家 屋 20万円 償却資産 150万円	同 左
特別土地保有税	平成15年度から課税停止	平成15年度から課税停止
都市計画税	0.3/100	0.3/100
入湯税	宿泊する者 1人1日150円 宿泊しない者1人1日 75円	同 左